

富士宮市都市計画マスタープラン【概要版】

令和2年3月
富士宮市



ごあいさつ

～文化・交流・産業の活性化と、

誰もが住み続けられる都市を目指して～



富士宮市は、全国1,300余の浅間神社の総本宮である「富士山本宮浅間大社」の門前町として都市の礎が築かれ、世界遺産「富士山」がもたらす美しく雄大な自然環境や豊富な湧水、世界遺産の構成資産に代表される歴史的・文化的遺産など、富士山からのさまざまな恵みを受け発展してきました。

今日も、こんにち市民や観光客でにぎわう浅間大社周辺の市街地を中心に栄え、その周辺には富士山からの豊富な湧水を活用した多様な産業が立地しています。

また、郊外には水田や茶畑、牧草地などの田園風景が広がるなど、富士山の豊かな自然に包まれながら多様な産業がバランスよく共存している都市として、ますます存在感を増しています。

近年では、人口減少・少子高齢化の進展など、都市を取り巻く環境が大きく変化している中で、富士山の世界遺産登録による富士宮市への交流人口の拡大など、都市の活性化につながる明るい材料も多く、本市の将来には無限の可能性があると感じております。

この可能性を実現するために、この度、都市の将来像や都市づくりに関する基本的な方針を示す「富士宮市都市計画マスタープラン」を策定（改定）いたしました。

本計画では、おおむね20年後の将来に向けて、都市づくりの基本理念を『富士山の恵みを活かした、文化・交流、健やかな暮らしが生まれる都市づくり』と定め、都市づくりの目標に「都市の核となる拠点の形成と魅力の創出」「交通・住環境・安全性などの生活基盤の確保」「豊かな自然との調和」「市民参加の促進」を掲げ、この目標を達成するための取組方針や方策を定めました。

本計画の推進により、都市機能のさらなる充実を図り、市民の皆様が「住んでよし・訪れてよし」「生んでよし・育ててよし」「学んでよし・働いてよし」「出会ってよし・結ばれてよし」を実感できる、誰もが住み続けられる質の高い都市の実現を目指してまいりますので、市民の皆様におかれましても、まちづくりや地域づくりへの積極的な参加と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に多大な御尽力をいただきました都市計画審議会委員の皆様、市民懇話会や地域まちづくり協議会、市民アンケートなどを通じて多くの貴重な御意見をいただきました市民の皆様をはじめ、策定に御協力いただきましたすべての皆様に深く感謝申し上げます。

令和2年3月

富士宮市長

須藤秀忠

富士宮市都市計画マスタープラン

【概要版】

－ 目 次 －

都市計画マスタープランとは	2
---------------	---

I 都市づくり基本構想

1 これからの実現したい市民の暮らしと都市計画の役割	4
2 都市づくりの基本理念と目標	6
3 将来都市構想	7
4 都市づくりの将来像の実現に向けた考え方	10

II 分野別方針

分野別方針の構成	13
1 土地利用計画	14
2 都市基盤計画	18
3 都市環境計画	24

III 地域別方針

地域別方針の役割と活用方法	30
1 大宮東地域	31
2 大宮中地域	32
3 大宮西地域	33
4 富丘地域	34
5 富士根南地域	35
6 富士根北地域	36
7 上野地域	37
8 北山地域	38
9 上井出地域	39
10 白糸地域	40
11 芝川地域	41
複数地域で連携して取り組む事項の整理	42

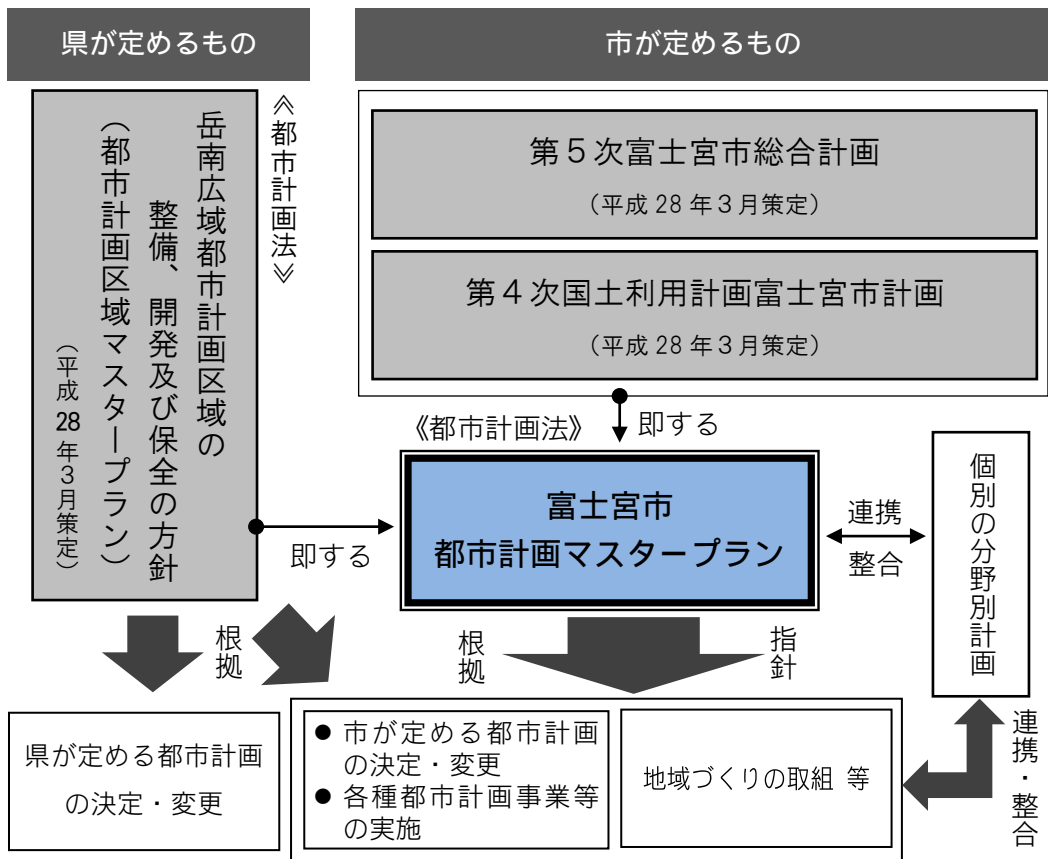
※都市計画マスタープランの表紙や本文に掲載している写真の一部は、市民の皆様からお寄せいただいたものを活用させていただいております。

都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法（第 18 条の 2）に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称であり、市民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるものです。

都市計画マスタープランは、「富士宮市総合計画」に示された将来都市像を具体化していくための都市づくりの基本的な方針となります。本市が位置する岳南都市圏では、区域区分が行われ、市街化区域、市街化調整区域、さらには都市計画区域外に分けられていることから、本都市計画マスタープランでは、それらを踏まえた整備、開発及び保全の方針を示します。

計画の位置づけ



上位計画（灰色）と都市計画マスタープラン（青色）の関係性の体系図

計画の目標年度

本計画は、令和 21（2039）年度末までを目標年度とし、都市づくりの基本方針を示します。

また、中間年度を令和 11（2029）年度末に設定し、今後の上位計画の改定状況や社会動向の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。



計画の役割と改定における新たな着眼点

本市では、都市計画マスタープランの策定から約 20 年が経過する中で、社会動向の変化や人口減少期の到来、未だに実現していない事項があることから、従来の計画の役割に加え、4 つの新たな着眼点にも着目し、市民の快適な暮らし、第 5 次富士宮市総合計画の将来都市像にも掲げられる「国際文化都市」にふさわしい文化や交流が持続的に生み出される都市づくりを進めていきます。

富士宮市都市計画マスタープランの策定（改定）

【従来の計画の役割】

● 個別の都市計画の相互調整

土地利用、都市施設、市街地開発などの個別の都市計画の相互の整合性を図ります。

● 都市計画決定・変更等の指針

都市施設や地区計画などの市が定める個別の都市計画や都市計画事業の指針となります。

● 総合的な都市づくりの指針

環境、防災、福祉などの都市計画に関連する各種施策についても一体的に捉え、総合的な都市づくりの指針となります。

● 協働と参画による都市づくり・地域づくりの指針

市民・企業・行政の共通の目標となり、協働と参画によるまちづくりの指針となります。

【新たな着眼点】

○ 計画の実現性の確保

人口減少期においても都市の活力が低下せず、実現性をもった計画を進めます。

○ 都市の魅力創出

多くの人々に訪れたい、住んでみたい、住み続けたいと思われる都市づくりを進めます。

○ 健全な都市経営

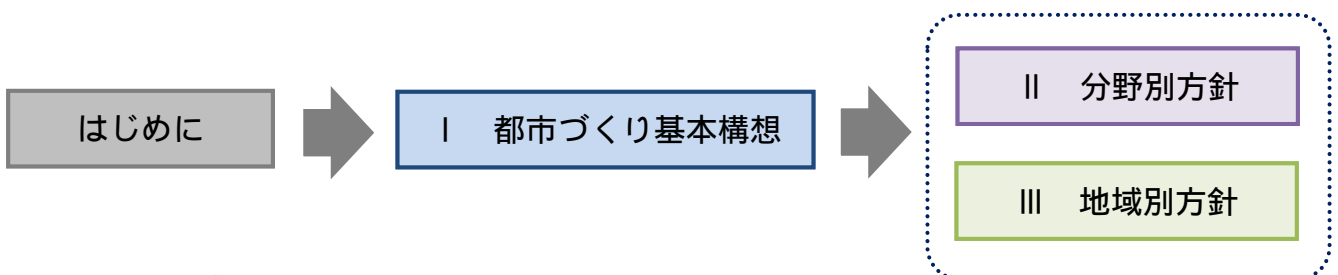
人口減少等による財政縮小の状況下においても住み良さを維持・向上できる都市経営を進めます。

○ 官民連携の促進

市民の想いを反映し、限られた人材・財政等の状況下においても取組を持続できる体制づくりを進めます。

都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、基本的に、都市づくりの計画と目標、都市計画に関連する各種分野の取組、地域ごとの地域づくりへの取組を中心に構成されます。本市においては、計画の利用目的に応じた利用のしやすさを念頭に置き、将来目標、計画実現に向けた考え方といった計画全体に係る基本事項を示す「Ⅰ 都市づくり基本構想」と、「1 土地利用計画」「2 都市基盤計画」「3 都市環境計画」を基本構成として取組事項を示す「Ⅱ 分野別方針」、本市を 11 地域に分け、各地域の将来像や地域づくりの目標や方針などの取組事項を示す「Ⅲ 地域別方針」の 3 部構成とします。



都市計画マスタープランの構成図

I 都市づくり基本構想

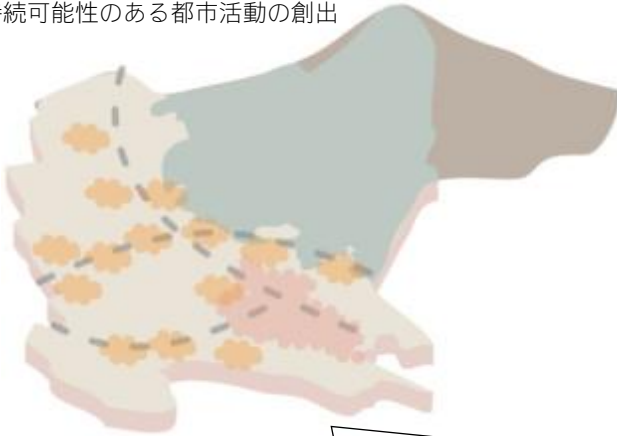
1 これからの実現したい市民の暮らしと都市計画の役割

本市が幅広い世代に選ばれる都市になるためには、生活利便性、産業の発展や雇用の場の確保などに取り組みながら、若者世代や子育て世代、高齢者などが安全・安心で健やかに暮らし続けられる環境づくりが求められます。

これを実現するためには、都市計画分野における取組事項を推進するとともに、都市計画以外の各分野との横断的な連携を促進し、商業・業務機能が集積する中心市街地の活性化、点在する集落における生活環境の向上、周辺都市との連携による観光ネットワークの形成、大規模災害への対策、産業基盤の確立などにより、地域の魅力の向上と経済の発展を図ることが重要です。

●直面する都市づくりの課題

- 人口減少による都市の活力低下への対応
- 大規模災害への対策
- 固有性をいかした魅力と交流創出の必要性
- 都市基盤の適正管理
- 幅広い市民の移動を支える交通環境の維持
- 持続可能性のある都市活動の創出



- ・地域内での少子高齢化、地域の担い手不足
- ・中心市街地の空洞化、全市的な空き地・空き家の発生
- ・身近な場所での生活機能の低下・不足（雇用、買い物、子育てなど）
- ・都市基盤の老朽化、生活利便施設の維持管理の難しさ

など

■将来人口（国立社会保障・人口問題研究所・平成30年推計）

平成27年 (2015)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)
130,770人 (国勢調査)	119,600人	108,900人

■将来世帯数（国立社会保障・人口問題研究所の人口推計値を基に推計）

平成27年 (2015)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)
49,004世帯 (国勢調査)	48,200世帯	45,500世帯

●都市計画分野における取組事項

- 地域を取り巻く風土の継承
- 健やかな暮らしの創出
- 世代を超えた都市づくり

土地利用

- ・都市の核となる拠点の形成と魅力の創出
- ・地域の風土や個性、資源の保全 など

都市基盤

- ・市民の移動手段、交通環境の確保
- ・安全で衛生的な暮らしの確保
- ・市民の憩いや活動の場づくり など

都市環境

- ・豊かな自然環境と調和した住環境の創出
- ・環境負荷低減の取組
- ・景観形成 など

コミュニティ形成

- ・市民参加、官民の共創の促進 など



連携による施策推進

●分野横断的な取組事項

- 市民の住み良い都市づくりを実現するための各種分野との関連政策を通じた連携強化



また市内各地には、富士山に抱かれた雄大な自然や景観、固有の文化を伝える地域資源も存在しています。これらの地域資源の豊かさを享受し、ゆとりある生活を創出するとともに、これらの資源の価値の再確認や有効活用について市民同士が世代を超えて語り合える関係を継承し、また、共創が生まれる機会づくりにも取り組んでいきます。さらに、各地域の拠点性を高めつつ、地域同士をつなぐネットワークの強化により、どの地域でも暮らし続けられる都市づくりを進めていきます。

●次世代に選ばれる富士宮市での暮らしの創出



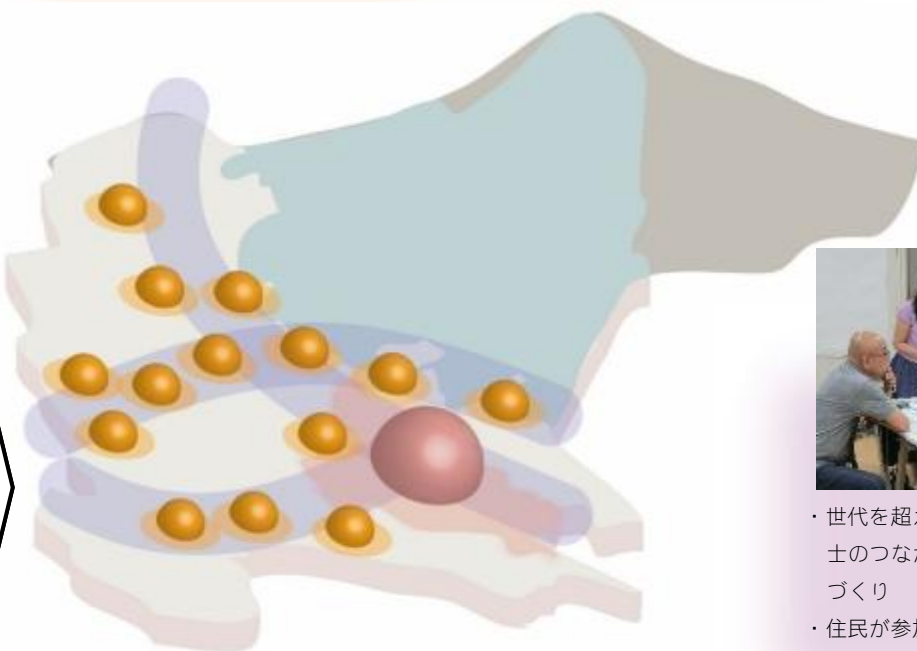
- ・富士山の素晴らしい眺望や豊かな自然が身近にある暮らし
- ・地域生活を支える利便性が整った集落拠点づくり
- ・仕事の場や子どもの遊び場がありのびのび暮らせる生活環境



- ・市内各所に暮らす市民が利用しやすく、頼りになるまちなか
- ・浅間大社を中心とした歴史と魅力が感じられるまちなみ
- ・市民の居場所がたくさんあるまち



- ・どこで暮らしていても気軽にまちなかや周辺地域と行き来できる公共交通の充実



- ・世代を超えて助け合いができ、住民同士のつながりが強い地域コミュニティづくり
- ・住民が参加したいと思える、楽しみを感じる都市づくり、地域づくりの推進

2 都市づくりの基本理念と目標

活かすべき資源や着眼点

- 世界遺産である富士山や周田の優れた自然環境、景観、歴史文化などは市民が感じる大切な地域資源であり、これらをいかした都市づくりを進めます。

実現したい暮らしや活動

- 国際文化都市として、観光・交流機能を高め、多くの人々に自然や歴史などの魅力が伝わる都市づくりを進めます。
- 自然と寄り添った住み良さをいかした、暮らし続けられる都市づくりを進めます。

都市づくりに取り組む主体

- 近年では世界遺産のまちづくりが進み、都市づくりに対する市民の関心が高まりつつあることから、これを契機に、市民との協働による都市づくりを進めるとともに、次世代を担う若者や新たな市民にもまちづくりへの積極的な参加を促します。

都市づくりの基本理念

『富士山の恵みを活かした、文化・交流、健やかな暮らしが生まれる都市づくり』



都市づくりの目標

都市の核となる拠点の形成と魅力の創出

富士山の麓のまちにふさわしい、国際文化都市としての文化・交流が生まれる魅力づくりや活性化を図ります。

交通・住環境・安全性などの生活基盤の確保

安全・安心で、持続性のある暮らしを生み出す都市づくりを進めます。

豊かな自然との調和

豊かな自然環境や歴史の深さ、美しい景観をいかし・守り、地域ごとの独自性と都市の持続的な発展性を伸ばします。

市民参加の推進

次の世代への恵みと風土の継承に向け、市民との協働・共創を促します。

3 将来都市構想

これからの本市の都市づくりでは、市街地のスプロール化を防ぎつつ、それぞれの集落の活力や独自性のある自然環境・文化を維持していくことを念頭に置き、集落の中心地において周辺の住宅の生活利便性の確保に資する集落拠点进行形成し、土地利用と連動して中心市街地拠点と各集落拠点を交通網などで人々の移動を支え、骨格となる連携軸でつなげる『拠点形成とネットワークによる都市構造の実現』を目指します。

(1) 土地利用ゾーン

市全体が調和の保たれた発展を成し遂げられるよう、土地利用保全などの観点から市域を4つのゾーンに区分し、各地域の特性をいかした土地利用の方向を定めます。

自然環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 地質、野生の動植物等学術上貴重な資源が存在する地域、災害防止や水源かん養等の公益的な役割を果たしている地域、富士山の景観上重要な地域等は、自然環境を保全するゾーンとし、現状の保存、森林資源の育成等に努めるとともに、自然と親しむ施設の整備等を進めます。
景観活用交流ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 朝霧高原の恵まれた自然環境や草原景観を保全するとともに、スポーツ、レクリエーション施設等の自然と共生し調和する施設や農林水産業の生産と連携した新成長産業の振興のための活用を図ります。 柚野地区の田園風景を保全するとともに、交流、体験、学習施設等自然と歴史文化が共存する地区特性を生かした活用を図ります。
集落環境整備ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 集落と農地が混在する市街化調整区域は、集落環境の整備と農業生産性の向上、優良農地の保全、活用に努めます。 集落の拠点となる官公庁施設、文教厚生施設等の施設が集積している地域については、地域の利便性と自立性を高めるため、地域のコミュニティ機能の充実を図るとともに、地域特性をいかし、地場産業と連携した産業文化の創出を図ります。 総合福祉会館の周辺には、消防、保健、救急医療に係る施設が集積されていることから、これら施設の機能と連携した活用を図ります。
市街地整備ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 世界遺産のまちづくり、良好な環境の住宅地、地域をネットワークする道路網等快適で機能的な都市環境を整備するゾーンとします。特に、富士山本宮浅間大社周辺については、にぎわいのある世界遺産富士山のまちとしてふさわしい整備を進めます。

(2) 連携軸

連携軸は、都市機能や生活利便機能の補完、人々の移動や交流を促進する役割を担うことが期待され、交通網や潤いある都市環境を形成する資源を構成要素とすることを想定します。

広域連携軸	・ 都市拠点間を結び、富士市と一体となって広域での市民の移動や交流、連携を支える道路網や公共交通網の中心軸であり、都市活力の創出、向上を図ります。
都市連携軸	・ 中心市街地拠点や点在する集落拠点を連絡し、広域連携軸の補完や公共交通の利便性の確保などによる移動を支えるネットワークの骨格形成を図ります。
地区骨格軸	・ 中心市街地拠点や集落拠点と近隣住区間を結び、広域連携軸や都市連携軸との機能分担や公共交通の生活に必要なサービス水準の確保などによるネットワークの補完を図ります。
緑の連携軸	・ 富士山麓、天子山系、明星山、白尾山などの丘陵地、富士川、潤井川、風祭川、芝川、神田川などの河川空間を緑の骨格として位置付け、これらを有機的に結び、地球温暖化対策も視野に入れた総合的な緑地の保全、整備、創出する緑のネットワークの形成を図ります。

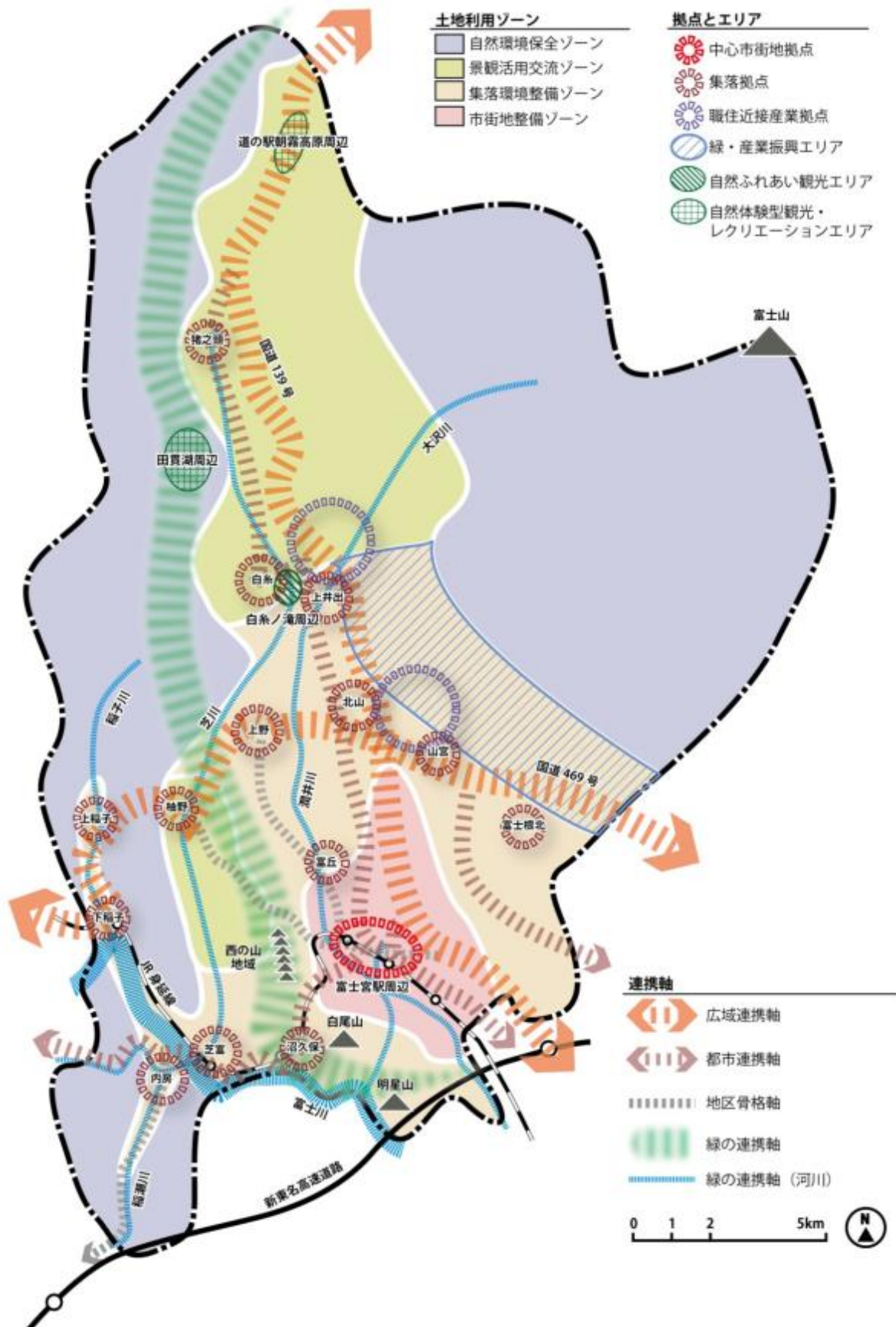
(3) 拠点とエリア

立地条件や自然環境などの特性をいかして区域にふさわしい都市機能を集積させる地区や現存の施設などを中心に、周辺地区も含め、地区の特性をいかした機能の充実や環境整備を進める地区を「拠点」と「エリア」として位置付けます。

中心市街地拠点	・ まちなか商業地に市役所や富士山本宮浅間大社などが加わったエリアであり、商業・業務機能を始めとする都市機能の集積や水と緑をいかした施設整備、魅力あるまち並みづくりなどを進め、にぎわいと潤いの創出を図りつつ、歴史・文化資源の活用などを通じた多様な交流が展開される拠点の形成を目指します。
集落拠点	・ 点在する集落において地域の利便性と自立性を高めるため、地域のコミュニティ機能の充実を図ります。また、集落環境の整備や必要に応じて新たな宅地の確保を計画的に進め、ゆとりある緑豊かな田園住宅地の形成を図ります。
職住近接産業拠点	・ 旧町村役場等を中心とした集落地域における人口の維持に向けた住宅施策と併せ、就業の場を創出するため、既存の工業団地やインターチェンジ周辺の交通利便性の高い地域の特性をいかし、職住が近接した地域振興となる産業立地を推進します。
緑・産業振興エリア	・ 豊かな自然環境を保全するとともに、国道469号（富士南麓道路）などの広域幹線道路や本市の立地特性をいかし、富士山の景観や自然との調和に配慮した産業振興を図ります。
自然ふれあい観光エリア	・ 白糸ノ滝、白糸自然公園周辺一帯を位置付け、自然環境の保全に努めるとともに、世界文化遺産の構成資産にふさわしい周辺整備を進め、観光拠点としての機能の充実を目指します。
自然体験型観光・レクリエーションエリア	・ 田貫湖周辺及び道の駅朝霧高原周辺一帯を位置付け、恵まれた自然環境や草原景観をいかした体験型の施設整備などを進めていくとともに、観光、交流、レクリエーション拠点としての機能の充実を目指します。

将来都市構想図

『拠点形成とネットワークによる都市構造の実現』



4 都市づくりの将来像の実現に向けた考え方

計画実現に向けた着眼点

本市でも人口減少期に差し掛かり、将来的に地域の活力低下や行財政の縮小などが懸念される時代となり、計画実現に向けた考え方の見直しが迫られる時代となってきました。そこで、本計画の改定に当たり、次の4つの観点に着目し、総合的な都市づくりを行っていく必要があると考えます。

○ 計画の実現性の確保

これからは人口減少下において実現の見通しがより難しくなることが想定され、実現化に向けた仕組みの確立や関連施策・制度の活用方法の考え方の明示、施策実施に向けたスケジュールの整理などが求められています。

<p>①分野別方針ごと関連施策の整理と進捗確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「II. 分野別方針」では、方針ごとに関連施策と関連計画に記載されている実施スケジュールを整理しています。また、総合計画や環境基本計画など、具体的な数値目標が掲げられている施策については、参考として目標値（総合計画の令和7年度の参考値など）が確認できるように併せて整理しています。
<p>②計画の推進体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の推進に当たっては、「(仮称) 富士宮市都市計画マスタープラン庁内検討委員会」を組織し、事業・取組の進捗確認及び推進方法などの調査・研究から本計画の見直し・改定までを見据えた運営を行っていきます。
<p>③都市計画法に基づく制度・事業の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法に基づく、都市計画区域、区域区分、地域地区、都市施設、地区計画、市街地開発事業、開発許可制度などを有効かつ適正に活用していきます。
<p>④地域の特性をいかしたきめ細かな取組の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画分野において、地区の特性をいかした、よりきめ細かな都市づくり・地域づくりを進めるため、市民参加による地区計画や建築協定などの適用を図ります。
<p>⑤他法令に基づく多様な各種制度・計画との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他法令に基づく多様な各種制度の活用や計画との密接な連携を確保し、都市づくり・地域づくりを進めます。
<p>⑥広域的な調整と連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な影響を及ぼす道路整備などは、国、県、近隣市町などと調整・連携しながら取り組みます。

○都市の魅力創出

今ある本市の住み良さや自然環境の豊かさの保全、地域資源の活用などを積極的に図り、本市ならではのにぎわいや豊かな環境による住み良さに対するシビックプライドを市民とともに育み、時代の流れとともに魅力を創出し続けていくことが求められています。

①まちなかの魅力創出の取組

・ 持続的にまちなかの魅力を創出していくためには整備された空間を市民が有効活用し、活動と交流が生まれる場としていくことが重要であり、ソフト施策と連動した取組によって市民の関心を高めることが望ましいと考えます。



②時代の流れに合わせた集落の魅力の形成

・ 定住の促進や雇用の場の確保などにより、暮らし続けられる住環境形成が必要であり、住民が身近で利用できる集落拠点の形成、優良田園住宅制度や指定大規模既存集落制度の活用による良好な住宅ストックの創出などが有効であると考えられます。



○健全な都市経営

将来的な行財政の縮小が想定される中、公共施設や都市施設（道路・公園・下水道）など維持管理の適正化や長寿命化などに取り組むとともに、官民連携の促進による行政のコストの負担軽減や担い手不足への対応などに取り組む必要があります。

①個別のマネジメント計画の策定

・ 近年、本市では、個別の事業計画の見直しや社会動向の変化と合わせて、分野ごとに目標の設定や維持管理コストも踏まえた進捗確認の計画の策定などを行っています。（公共施設等総合管理計画、都市計画道路整備プログラム、污水处理施設整備計画（アクションプラン）など）

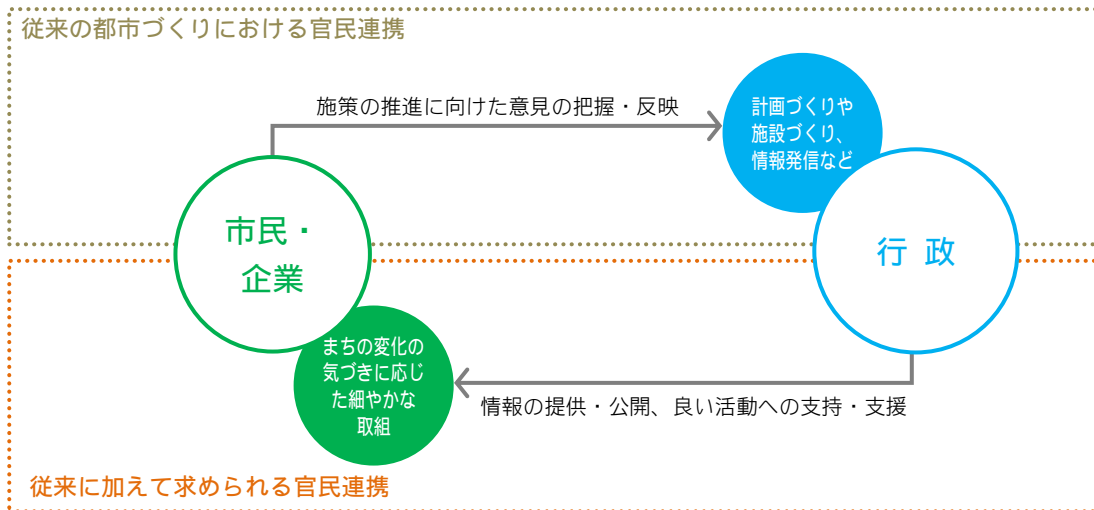
②事業の実現性や効率性を高める仕組みづくり

・ 関連事業や地域同士の機能補完や連携を高め、効率の良い施策展開を図る事業の組み立てが必要となります。
 ・ 効率的な施策展開の実現に当たっては『生活圏の関係性が深い、地域課題やコミュニティの連携上補完関係にある地域同士』や『課題や取組の方向性、重要事項が共通する分野同士』などで取組の連携を図ることが望ましいと考えられます。

○ 官民連携の促進

これからの都市づくりにおいては、市民・企業・行政の多様な主体が互いを尊重し、相互に連携を図りながら、協働・共創による都市づくりへの創造的な効果を発揮していく関係が必要となります。

計画づくりや施設づくり、情報発信などについては市民と意見交換を行いながら行政が主体となって取組を進めていくのに対し、細やかな都市づくりについてはまちの変化に気づきやすい市民・企業のより良い活動を行政が支持し、必要な支援を行いながら「官」と「民」が両輪となって取組を進めていきます。



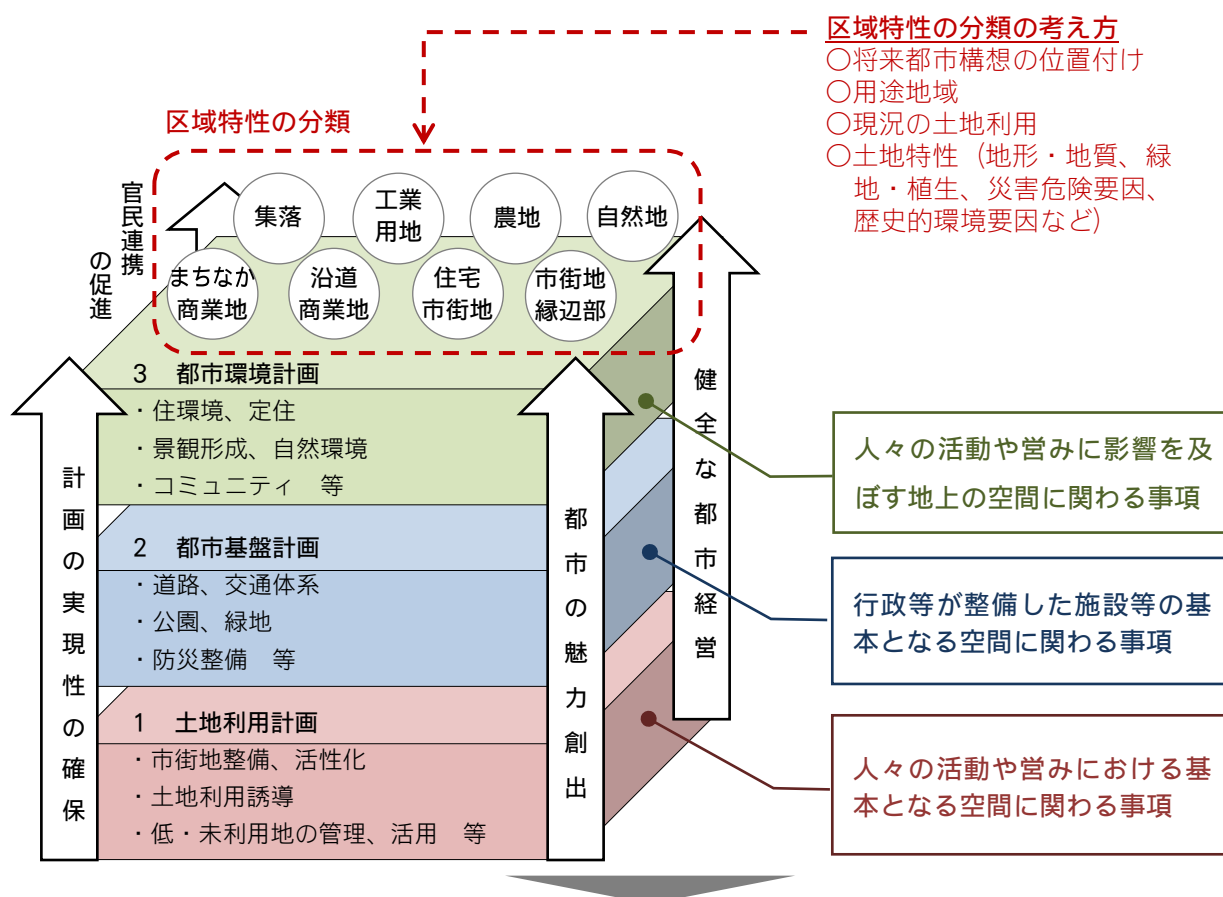
①市民への都市づくり情報の発信と意識の啓発	・ 都市づくりに関する市民意識の啓発や主体的な参加意識の高揚を図るため、都市づくりに関する情報の発信や学習の場の提供・充実を図ります。
②市民参加による都市づくり・地域づくり	・ 各種関連計画の策定や公共施設整備においては、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民参加の機会や手法を取り入れるとともに、特に次世代を担う若者世代の意見を積極的に反映しながら進めます。
③市民・企業主体の取組に対する支援	・ 市民・企業が主体の活動を推進するため、資金面や情報・技術面で支える仕組みを充実するとともに、市民主体の取組を展開する組織などの育成を図ります。

II 分野別方針

分野別方針の構成

都市づくりに関連する施策や取組は、土地利用、道路・交通体系、住環境、みどり・環境、景観、防災、バリアフリーなどの分野が相互に連携することで実現します。本計画では、その相互関係を分かりやすく示すため、都市づくり方針を「1 土地利用計画」「2 都市基盤計画」「3 都市環境計画」の観点で構成します。そして、都市づくり方針に整理される取組同士の多層的なつながりを分かりやすく示すため、区域特性の分類（まちなか商業地・沿道商業地・住宅市街地・市街地縁辺部・集落・工業用地・農地・自然地）に応じて取組を整理します。区域特性の分類については、「1 土地利用計画」に掲載される土地利用方針図において区域を明示します。

また、都市づくり方針の取組は、優先性や実現段階などの関係性を明示するため、各種関連計画に示されている事業の見通しとの対応関係も示し、都市計画の観点から関連する施策推進の後押しを図ります。



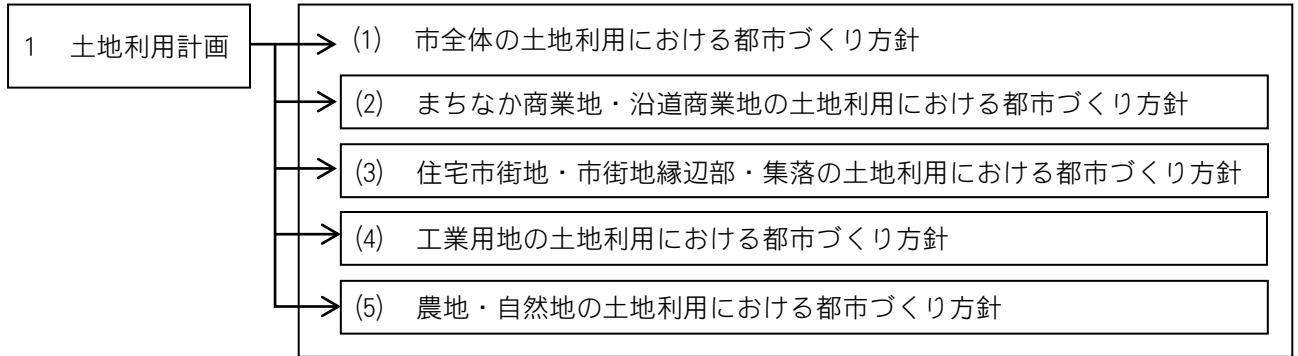
分野別方針の整理事項

今後の取組の方向性	これまでの取組を踏まえ、今後の取組の基本的な考え方を示します。
実現に向けた4つの着眼点	計画実現の4つの着眼点から、各分野の取組の留意事項を整理します。
都市づくり方針	計画の構成要素である各事項の基本方針と、それを細分化する個別の取組方針を整理します。

1 土地利用計画

土地利用計画は、人々の活動や営みにおける基本となる空間に関わる事項を対象に、区域特性に応じて機能性と合理性のある土地利用を計画的に進めるために定めます。

■計画の体系図



今後の取組の方向性

これからも従来の取組を継続し、自然環境と共生し、地域特性に応じた機能的で合理的な土地利用による良好な住環境や自然環境の維持を図ります。

まちなか商業地では、これまでの本市の都市づくりにおける都市基盤整備や富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想に掲げられる事業などによる市街地整備が進んでおり、関連事業との連携を図りながら、まちなかの活性化を図るための魅力創出や交流機能の強化などによる活力向上を目指す土地利用を展開します。集落では人口減少が顕著に見られ始め、都市計画制度の活用や農地の保全、定住促進の取組などによる活力維持に取り組んでいく必要があります。また、地域経済の発展や活性化を図るため、まちなか商業地では産業の立地、工業用地では工業の立地を推進していきます。

実現に向けた4つの着眼点

○ 計画の実現性の確保

- ・ 地域特性に応じた機能的で合理的な土地利用の実現のため、用途地域の指定、総合計画における土地利用構想図に基づいた立地調整を行っていくことが重要です。
- ・ 都市計画制度の活用や各種個別事業の計画との連携を計画的に進めることが想定されます。

○ 都市の魅力創出

- ・ まちなか商業地のにぎわいと利便性の向上を図るため、都市基盤施策や都市環境施策と連携した都市機能の向上に取り組んでいく必要があります。
- ・ 豊かな自然の価値を守り、住み良い住宅地の形成や雄大な環境をいかした集落や自然地などでの魅力を育むことが重要です。

○ 健全な都市経営

- ・ 多くの人々に本市の魅力を伝え、住み続けられる都市であるためには社会動向の変化に対応しながら、富士山に恵まれた現存する環境や景観を尊重し、節度ある土地利用を促すことが重要であり、上位計画に即した土地利用が展開されるルールや仕組みづくりを検討する必要があります。

○ 官民連携の促進

- ・ 中心市街地では、観光・交流資源などをいかした活性化が大切であり、市民や民間団体の活動を支援し、にぎわいの創出を促進することが重要です。
- ・ 住宅地や集落では、持続的な定住を生む拠点形成などが求められており、住民との協働による仕組みづくり、活動への展開に取り組む必要があります。

(1) 市全体の土地利用における都市づくり方針

1-(1)-1：区域特性に応じた土地利用の誘導

本市が育んできた住み良い住環境や豊かな自然環境を保全するため、これまで運用してきた土地利用事業の誘導・調整を継続的に実施し、区域特性に応じた土地利用による良好な市街地や集落などの環境の維持を図ります。また、近年顕在化し始めている空き地・空き家・荒れ地などの課題に対応し、適切な土地の管理や地域資源の保全などの実現性を高めるため、土地利用のルールづくりや市民意識の醸成などの取組を検討します。



1-(1)-2：地域資源などの有効活用による魅力創出

全市的な人口減少時代に対応するため、地域資源をいかした魅力やにぎわいの創出、生活利便性の確保などに取り組む必要があります。本市には世界遺産富士山の構成資産を始め、歴史や文化、自然の豊かさ、富士山の眺望などが実感でき、市内外から注目を集める資源や土地が豊富にあることから、資源の価値の維持・向上や周辺環境との調和を念頭に置いた上で、有効な活用を図り、新たな魅力の創出や地域活力低下の防止につながる取組を推進します。



(2) まちなか商業地・沿道商業地の土地利用における都市づくり方針

1-(2)-1：まちなか商業地の都市機能の集積

まちなか商業地では、世界遺産のまちづくりに向けた市街地整備が進んでおり、富士宮駅や富士山本宮浅間大社を中心とした都市拠点機能の向上と富士山の玄関口にふさわしいまち並みやにぎわいの創出を図り、魅力創出や交流機能の強化などを促すための取組を推進していきます。



1-(2)-2：都市型住宅地への誘導

まちなか商業地では、商業・業務施設や主要都市機能施設を集積し、商業・業務施設と共存する生活利便性をいかした都市型住宅地としての充実を図ります。



1-(2)-3：沿道商業地の整備

まちなか商業地に通じる幹線道路及び広域的な交通機能を支える道路の沿道に当たる商業地では、広域的なアクセス性をいかした商業・業務施設、生活利便施設の集積を図ります。



(3) 住宅市街地・市街地縁辺部・集落の土地利用における都市づくり方針

1-(3)-1：良好な市街地環境の形成

住宅地では、人口減少下においても健やかに暮らし続けられる住環境の維持・創出に努めます。

既成住宅地となる住宅市街地では、用途地域に応じた生活利便施設などの計画的な誘導を推進し、生活環境の維持・向上を図ります。

市街地縁辺部では、生活環境の維持・向上を図るとともに、住宅地開発を適切に誘導しながら、計画的な宅地整備を図ります。



1-(3)-2：集落の定住促進

集落では人口減少による活力低下や住環境水準の低下を防ぐため、指定大規模既存集落制度や優良田園住宅制度の活用、生活利便性確保の取組推進による定住促進を図ります。



(4) 工業用地の土地利用における都市づくり方針

1-(4)-1：産業の立地誘導と周辺環境との調和

工業用地は、今後も地域産業を支える拠点として位置付け、産業立地や周辺の自然環境、住環境に配慮した環境整備を図ります。



1-(4)-2：新たな産業拠点の形成

必要に応じて、地域経済の発展を図るために地域に根差した新たな産業拠点の形成を図ります。



(5) 農地・自然地の土地利用における都市づくり方針

1-(5)-1：農地の適切な保全・活用

農地は、農業生産の場という基本的機能に加え、保水や緑地空間としての機能も併せ持ち、地域の環境形成上、重要な役割を担っていることから、地域特性に即した優良農地の保全や農地の集約化、農業者の育成・確保と遊休農地の活用に努めます。

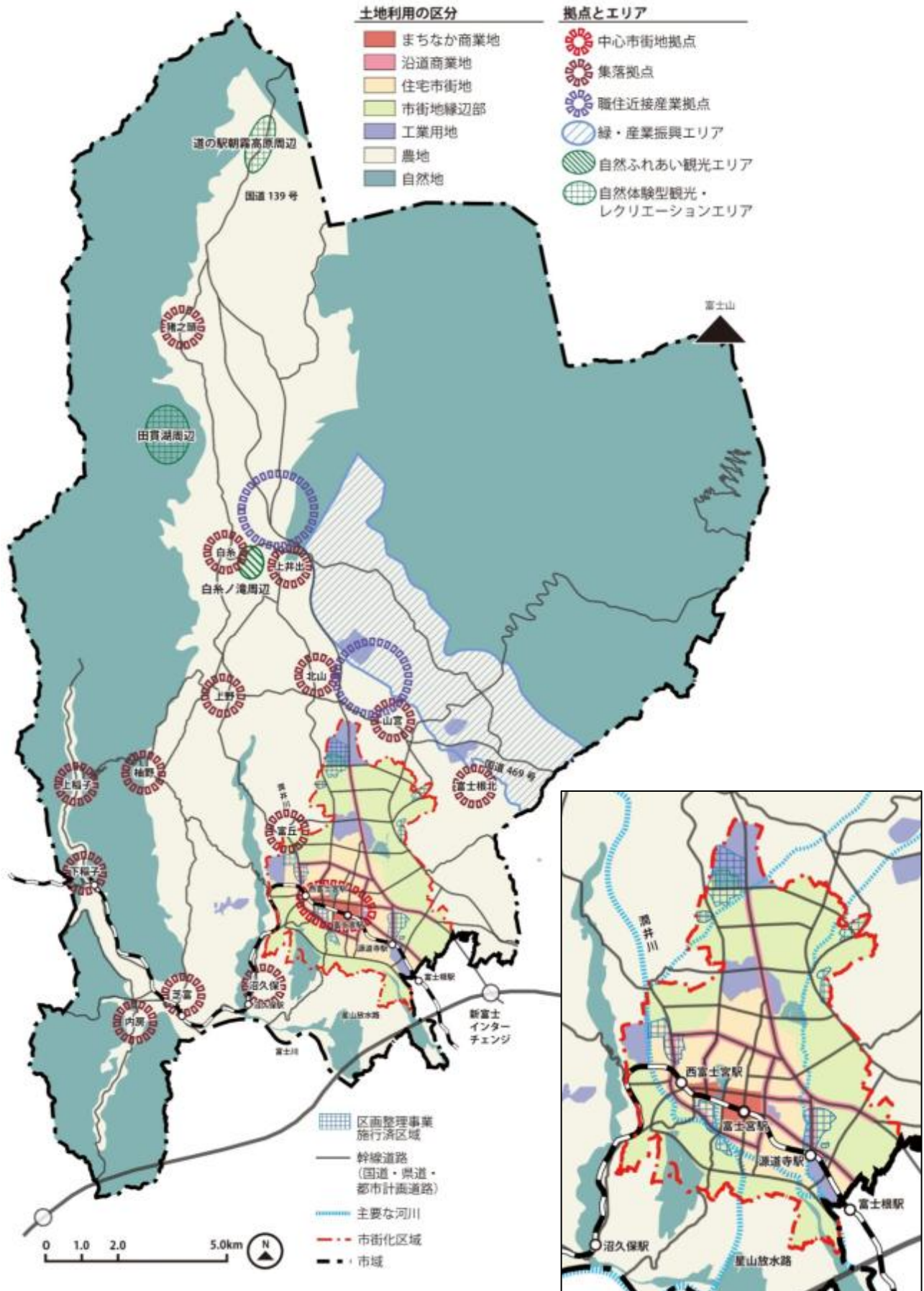


1-(5)-2：自然緑地や生態系の保全

森林を始めとする自然地は本市において広大な面積を占めており、富士山を取り巻く世界遺産にふさわしい景観や環境の維持を図ります。また、自然災害の被害の甚大化の予防を図るため、自然緑地や生態系の保全に努めます。



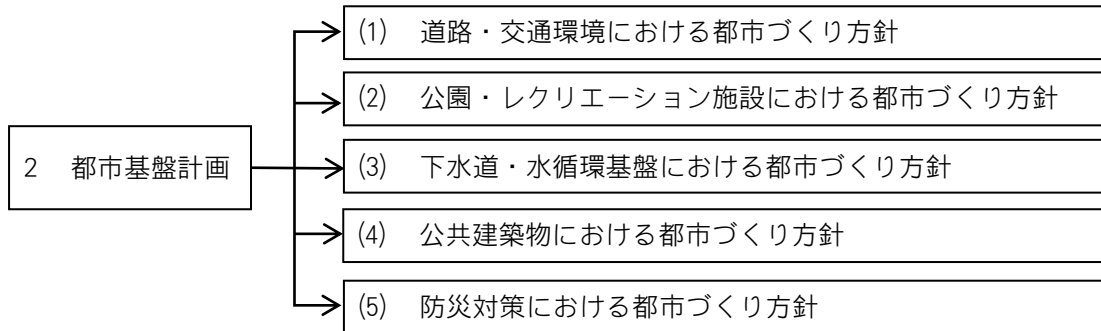
土地利用方針図



2 都市基盤計画

都市基盤計画は、行政が中心となり整備する都市施設を始め、市民と連携して整備する道路、公園、下水道などといった都市の基本となる空間に関わる事項の取組の方向性を定めるものです。

■計画の体系図



今後の取組の方向性

都市基盤の整備として継続的な取組の必要性が高い事項は、社会動向や経済情勢の変化に応じた総合的な都市の魅力形成などの取組方法を検討し、実現を目指します。また、各施設・分野のマネジメント計画を検討し、維持管理の取組規模も念頭に置いた見直しや新たな取組を整理します。

市街地縁辺部や集落などの地域での日常に必要な生活機能（移動・居住・生活利便機能など）の確保、多様な世代に利用しやすい公共空間・施設、自然災害からの安全性などの実現に向け、関係組織や市民・民間団体などと連携強化を図り、ハード・ソフト両面からの都市機能の充実を図ります。

実現に向けた4つの着眼点

○ 計画の実現性の確保

- ・ 今後の社会動向の変化に応じて事業の目標値設定や進捗確認による適切な事業内容の見直しなどにより、社会動向や経済情勢の変化に対応していくことが重要であると考えられます。
- ・ 民間団体などとも適切に連携し、効率的に事業を推進することが望ましいと考えます。

○ 都市の魅力創出

- ・ 施設ごとに利用者像、利用する場面や目的を明確に整理し、利用者に快適性や利便性が感じられる仕様となる整備を進めることが望ましいと考えます。また、バリアフリーや災害時の対応なども念頭に置き、必要な機能が発揮される整備とする必要があります。

○ 健全な都市経営

- ・ 既存施設の老朽化などに対応した維持管理が進められています。そのため、効率的な管理手法の確立や長寿命化などでコストの削減を図りつつも必要とされる機能が発揮されるよう、分野ごとに個別のマネジメント計画を策定していくことが重要です。

○ 官民連携の促進

- ・ 都市基盤施設は多様な人々の利用が想定され、必要な機能を確保した施設を揃えていくためには、市民や民間団体との連携による機能のニーズを明確にすることや、既存施設の利用促進のための周知活動、民間団体の知見や技術を導入できるような連携体制を構築するなどの工夫が必要となっています。

(1) 道路・交通環境における都市づくり方針

2-(1)-1：健全な都市経営を見据えた都市活動の骨格を担う幹線道路網の形成

整備の実現性・効果の高い道路から優先的・継続的に取り組んでいき、広域的な移動において大きな役割を果たす幹線道路や市街地と集落との移動を支える幹線道路の整備の推進による各地区の連携強化を目指した道路網の形成を行っていきます。

また、健全な都市経営のため、都市計画道路整備プログラムを定期的に見直し、計画的な整備のあり方を検討していきます。



2-(1)-2：市道・生活道路の改善・長寿命化

防災・防犯・交通事故防止の観点での道路環境の改善を図り、利用者が安全に通行できる道路空間を実現します。特に橋りょうについては定期的な実態調査、維持補修により、災害時の安全性・機能の確保を図ります。

また、人口減少に伴う将来的な財政縮小や交通量の減少を念頭に置き、効率的な維持管理手法を検討していきます。



2-(1)-3：歩行者空間の整備

人々が集まる施設間の移動の円滑化やにぎわい創出、点在する歴史資源や自然資源の周辺における回遊性の確保を目指すとともに、安全で快適な歩行者空間や散策路などの整備を進めます。整備に当たっては、バリアフリーや適切な誘導・案内サインの設置などにも配慮して取組を進めていきます。

住宅地内における安全な歩行者空間の確保や通学路の安全対策も継続的に取り組んでいきます。



2-(1)-4：市民に寄り添い、生活を支える交通システムの形成

市街地縁辺部や集落も含めて暮らしの移動を支え、環境に優しい都市交通の実現を目指し、多様な主体が協働・連携し、地域特性を踏まえた交通体系、サービス展開の取組に加え、公共交通利用の市民意識醸成の取組を行っていきます。

また、モビリティ・マネジメントの推進と合わせて自動車から排出される二酸化炭素の削減に取り組み、環境への負荷の軽減を図ります。



2-(1)-5：交通結節点機能の維持・向上

主要な交通結節点では、将来的に既存施設の老朽化を迎えることが想定されることから、社会動向の変化を踏まえながら長寿命化を検討しつつ、その更新に必要が生じた場合には、利便性や周辺景観に配慮した施設更新計画を検討していきます。

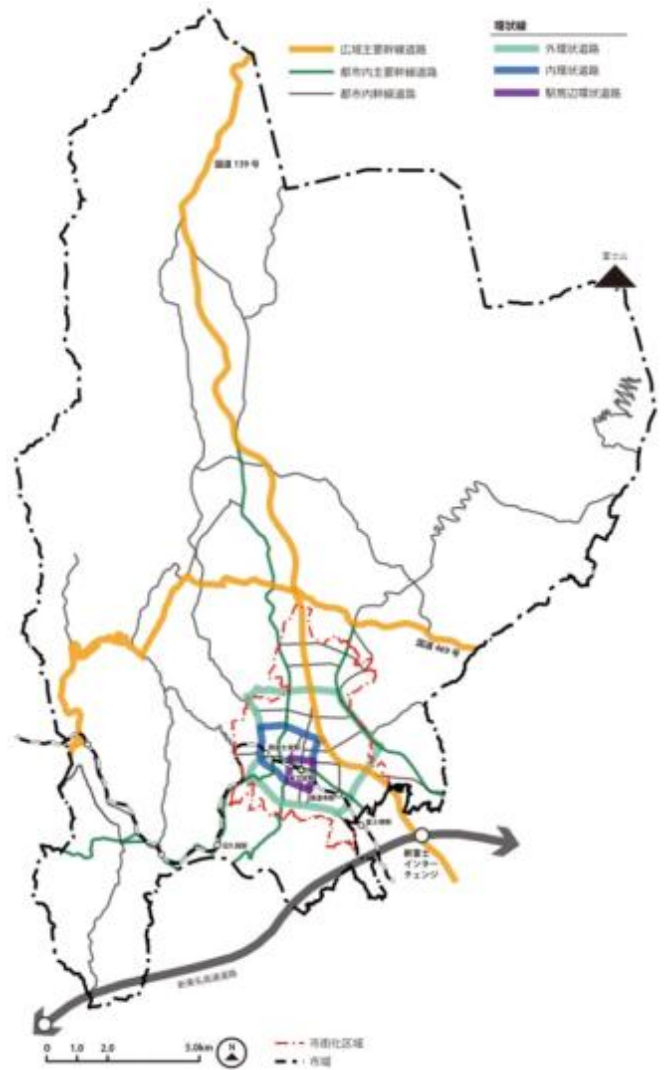


2-(1)-6：駐車場の確保・誘導

交通結節点及び中心市街地や観光名所などといった市民や来訪者の車両の往来が多い場所では低・未利用地や主要施設の隣接地などを活用した駐車場の確保や既存駐車場への案内板の設置などを必要に応じて検討していきます。



道路・交通整備方針図



(2) 公園・レクリエーション施設における都市づくり方針

2-(2)-1：スポーツ施設・都市公園の整備

スポーツ・レクリエーションの拠点として、総合公園などの都市基幹公園や貴重な景観資源、植物資源、歴史的資源をいかした都市公園、スポーツ施設・広場の確保とともに、保全、活用、機能の充実を図ります。これらの施設については、災害時における応急仮設住宅の建設や物資の保管などの付加機能を確保します。



2-(2)-2：身近な公園・緑地の整備

市街地においては、いつでも容易に利用できる身近な公園・緑地の充実を目指し、特に公園が不足している地域での整備を進めます。また、安全で快適に利用できるよう、適切な維持管理に努めます。

民間開発に合わせた公園・オープンスペースや道路の残地などを利用したポケットパークなどの設置による市民の居場所の確保も推進していきます。



2-(2)-3：公園の改善・維持管理

既存公園及び新規に整備する公園については、バリアフリー化、維持管理の効率化や長寿命化に取り組みます。また、市民団体などと連携し、健康づくりや地域交流促進のための機能なども確保し、多様な世代が日常的に利用する機会を増やす公園づくりを進めていきます。

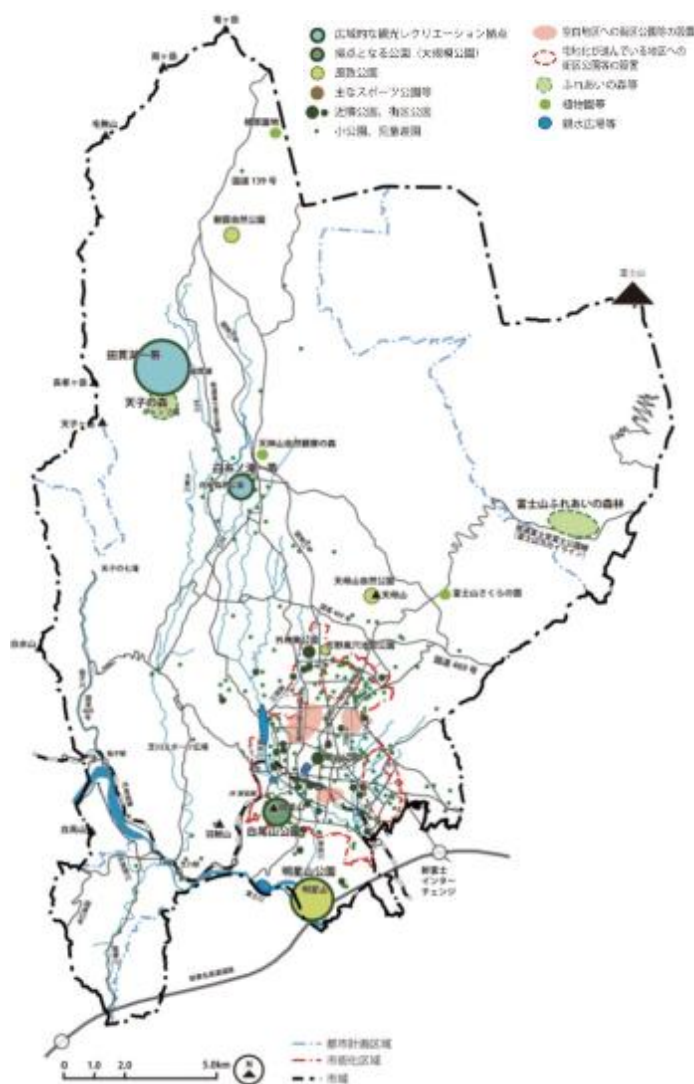


2-(2)-4：野外レクリエーション施設の充実

既存の野外レクリエーション施設は、市民や来訪者がレクリエーション活動などを楽しめる場として、保全・充実を図ります。



公園・緑地整備方針図



(3) 下水道・水循環基盤における都市づくり方針

2-(3)-1：下水道の整備・管理

健全な水循環を保全するため、汚水処理施設整備計画に基づき、公共下水道（污水）及び合併浄化槽による汚水処理対策を継続的に取り組みます。また、社会動向や財政状況を念頭に置きながら、ストックマネジメント計画による下水道施設の維持管理や長寿命化などを進め施設全体の管理について最適化を図ります。

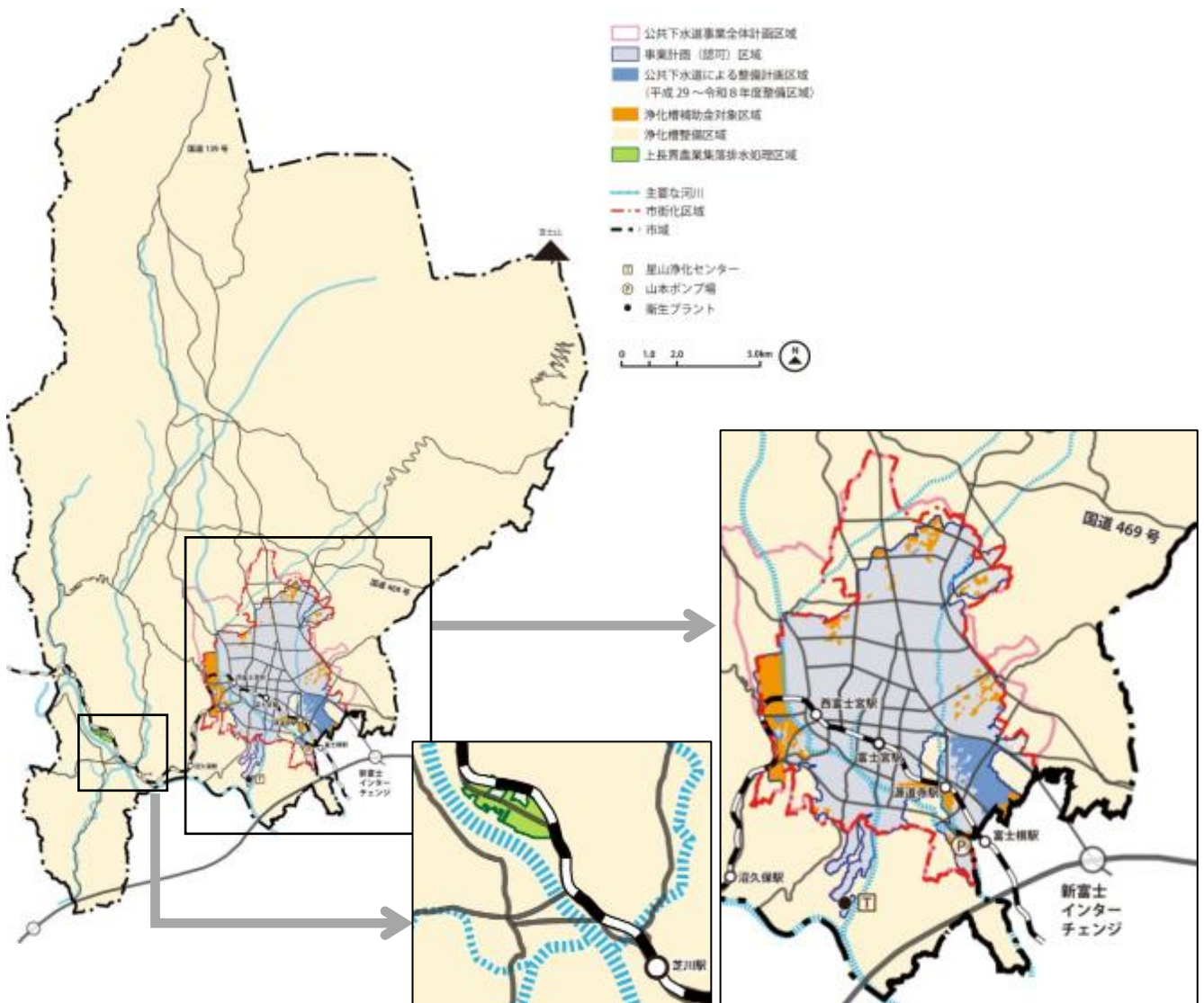


2-(3)-2：健全な水循環の維持、地下水の適正な利用の推進

河川の豊かな水の流れの確保や保水力の向上、地下水のかん養を図るため、適切な水質管理、保安林や地中の保水機能の維持向上に取り組み、良好な水資源の確保と適切な利用を促進します。



下水道・水循環整備方針図



(4) 公共建築物における都市づくり方針

2-(4)-1：公共建築物の整備・改善

不特定多数の人が利用する公共建築物は、全ての人が安全・安心で快適に利用できるよう、バリアフリー法などに基づいた整備・改善を進めるとともに、長寿命化による更新コストの縮減と財政負担の平準化を図ります。



2-(4)-2：公共建築物の再編

適切な施設の維持管理・更新を図るとともに、今後予想される人口減少に対応し、必要に応じて施設の再編に取り組みます。今後は、各施設に求められる機能の効率化や利便性の向上を念頭に置き、市民や民間団体による利活用の推進により都市全体の魅力創出や活性化について検討していきます。



(5) 防災対策における都市づくり方針

2-(5)-1：地震・噴火・火災に強い都市づくり

建築物の耐震化・不燃化を促進するとともに、災害発生時の避難・救助・消火活動などの円滑化、火災の延焼防止を図るため、幹線道路の整備や避難路の安全性の確保を進めます。



2-(5)-2：水害・土砂災害に強い都市づくり

水害や土砂災害を未然に防ぐため、河川改修や調整池・浸透池の整備、市街地や集落における治水対策や雨水の流出抑制策など、総合的な治水対策を推進するとともに、森林が有する保水機能や土砂流出防止機能などを高める治山対策を推進します。



2-(5)-3：防災拠点の整備・充実

防災上の拠点となる公共施設については、耐震化などを推進するとともに、仮設住宅の設置場所や臨時ヘリポートの確保などに努めます。これに加え、二次災害の軽減を図るため、ライフライン確保のためのシステム・施設の充実に努めることが重要であり、特に水道施設に関しては平時や緊急時・災害時における安全で強靱・持続的な水道供給のための更新や更新需要の平準化などに取り組んでいきます。

身近な防災拠点としての役割を担う指定避難所では、学校などの施設の耐震化を推進するとともに、多様な世代が負担なく過ごせる場としての機能や運営方法のあり方について検討を進めます。

災害時是对応の早さが人命救助に大きく影響するため、上記の取組はできる限り早い実現を目指すことが重要であり、災害時の運営対応も念頭に置いた事前対策の検討を深めていく必要があります。



2-(5)-4：都市・市街地の復旧・復興

インフラ整備や耐震化など重点施策を、防災・減災対策と迅速な復旧復興に資する取組として推進するため、国土強靱化地域計画の策定を進めます。

都市基盤施設などの復旧対策は、機能回復を目的とした応急復旧、被災前の状況に戻す復旧、防災性を高めた計画的な施設の復旧の3つの段階に分けて実施する必要があります。被災状況を踏まえ、各施設の復旧方針を定め進めていきます。また、発災後の市街地の復興に向けては、被災状況の調査を実施し、復旧に必要な道路、ライフラインの確保などに応じて、市街地開発事業の導入を前提に都市復興基本方針、都市復興基本計画を定め、復興事業を推進していくこととなります。

上記の取組に備え、今後は、事前都市復興計画、防災都市づくり計画の策定の必要性を再検討し、必要に応じて計画策定、実現化方策の検討を推進していきます。

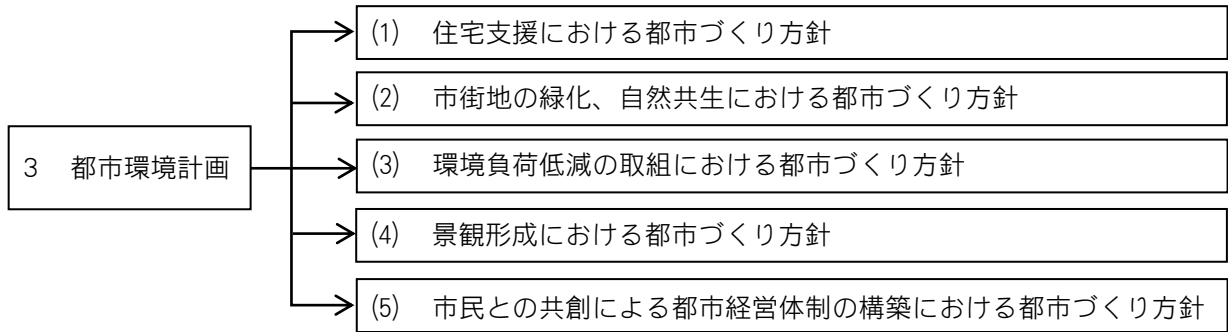
また、土地利用構想図に基づく土地利用事業の誘導・調整、災害危険区域における土地利用事業の制限を継続的に行い、土地利用誘導と一体となった災害リスクの抑制に努めていきます。



3 都市環境計画

都市環境計画は、住環境や自然環境、景観など人々の活動や営みに影響を及ぼす地上の空間やコミュニティ形成などの人の活動そのものに関わる事項の取組の方向性を定めるものです。

■計画の体系図



今後の取組の方向性

富士山麓に育まれた緑地、水辺、市街地や集落などの環境の維持・改善・再生に必要な取組を継承・発展的に実施するとともに、本市固有の景観や環境と共生した潤いある都市環境の形成を図ります。

また、景観形成や今後の公園・緑地の整備及び維持管理に当たっては、市民意識を高めながら、行政と住民・関係団体が適切な役割分担を図りながら、官民が連携した取組を進めます。

実現に向けた4つの着眼点

○ 計画の実現性の確保

- 市民が末永く住み良いと感じられる都市環境形成の実現性を高めるためには、住環境や自然環境の保全、景観形成などのルールづくり、地域資源の保全のための法令や計画的な位置付けを行っていくことが重要です。

○ 都市の魅力創出

- 地域資源の有効活用やシビックプライドの創出が重要となるため、富士山や世界遺産構成資産の活用や景観保全、これらの資源を通じた市民同士あるいは市内外の人々の交流を促し、地域資源や都市環境の形成による価値の認識を高めることが必要となります。

○ 健全な都市経営

- 良好な都市環境の持続性を高めていくためには、環境保全の取組に対する市民意識の向上が効果的であると考えられます。そのため、各取組の推進に当たっては市民参加や市民の関心を促すための周知・PR、地域の担い手の創出も並行して進めていくことが望ましいと考えます。

○ 官民連携の促進

- 市民にとって住み良い環境形成を効果的に推進していくためには、市民や民間団体による主体的な活動も不可欠です。そのため、継続性のある活動支援や官民連携のための仕組みづくりも非常に重要となることから、市民と行政が関わる機会の創出や市民の地域づくり参加への意識醸成を育む取組が必要だと考えます。

(1) 住宅支援における都市づくり方針

3-(1)-1：既存住宅のリフォーム支援

誰もが安全で安心して暮らせる良質な住宅ストックの形成を図るため、高齢化の進展を踏まえたバリアフリー化、南海トラフ巨大地震に備えた耐震性の向上などに対する支援策を推進します。また、住まいにおける環境への負荷の軽減や省エネルギー対策としての建築設備に対する支援策を推進します。



3-(1)-2：住宅供給支援

本市の地域特性をいかした住まいづくりを進めるため、富士ヒノキを始めとする優良な地元の材木などの活用を推進します。また、定住化の促進や地域の活力の再生を図るため、空き家などを活用した移住・定住や住み替えを促進するとともに、家族構成などに応じて豊かな暮らしができるように、戸建て持ち家の取得に対する支援策を推進します。



(2) 市街地の緑化、自然共生における都市づくり方針

3-(2)-1：緑豊かな都市環境の整備

市街地内の社寺林、市街地周辺の樹林地などの都市緑地は、都市計画手法の活用などにより、保全・活用を進めます。

公共施設、幹線道路沿道の商業施設、大規模な工業施設において緑化を推進するとともに、住宅地などにおける生垣や花木の植栽や菜園づくり、地域や団体組織における花壇づくりなどを促進します。



骨格的な緑と水の保全・配置方針図



3-(2)-2：住宅地における豊かな緑の保全

住宅地や集落に隣接した河川や水辺においては、樹林・樹木の保全や親水空間の整備などにより、良好な環境形成を図ります。



3-(2)-3：水辺と緑の保全・整備

貴重な樹木・樹林や湧水池の保存・保全に努めます。

河川沿いや湧水池・ため池は、自然樹林地を保全するとともに、親水空間や広場、自然との触れ合いの場、ビオトープなどとして保全・活用し、湧水池や河川を結ぶ散策路の整備を進めます。

富士山麓における保安林や野外レクリエーション施設などの緑地を維持し、水源のかん養性の向上を図ります。また、牧草地の保全・再生や貴重な動植物の保護に努めます。



3-(2)-4：田貫湖周辺の自然環境の保全・活用

田貫湖周辺は、自然との触れ合い体験などの拠点として機能の充実を図るとともに、水辺環境の保全や田貫湖キャンプ場の整備などを進めます。



3-(2)-5：官民連携による緑の創出

今後の公園や緑地・樹林地などの整備、維持管理に当たっては、行政と地域住民や市民活動団体、関係団体などが連携を図ります。



(3) 環境負荷低減の取組における都市づくり方針

3-(3)-1：自然環境、生活環境の保全

自然環境への影響が予想される開発事業などは、環境影響評価制度に基づき、適正な環境保全対策を図るとともに、自然破壊の回避・最小化、自然の代替確保、修復・再生などを図ります。



3-(3)-2：廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進

家庭や事業所によるものを中心に廃棄物の発生抑制を図ります。また、ごみのリサイクルを推進しつつ、再利用品や再生品の使用の促進を通じて、環境負荷の小さい都市づくりを進めます。



3-(3)-3：エネルギーの有効活用

再生可能エネルギーの活用を促進するとともに、省エネルギー型の設備・機器の普及の促進を図ります。また、省エネルギー機器などの公共建築物への導入や民間建築物への普及の促進などにより、エネルギー使用の抑制を図ります。

再生可能エネルギー設備は、富士山眺望や周辺の住環境、自然環境などに配慮した展開を進めます。



3-(3)-4：環境への負荷の軽減

化学物質対策に対する環境監視、工場・事業所の指導など、環境監視と発生源の把握を行います。また、最終処分場は、リサイクルや処理技術の動向を踏まえた維持管理を行うとともに、清掃センターは長寿命化を進めます。さらに、廃棄物処理施設は、必要に応じて適正な位置への配置を図ります。



3-(3)-5：墓地等の維持管理

市営墓地（舞々木墓地、朝霧霊園）、市営火葬場（富士宮聖苑）の適正な維持管理、長寿命化を行います。



(4) 景観形成における都市づくり方針

3-(4)-1：地域資源の保全、活用、価値向上

古くからある富士山への信仰を感じる景観や世界遺産の構成資産を保全・活用し、周辺の自然資源や観光・交流資源と連携を図りながら、地域の価値向上を目指します。また、特に景観形成において先導的な役割を担う場所については、周囲の環境や景観、資源そのものの価値への配慮を念頭に置き、観光・交流拠点の形成を推進します。



3-(4)-3：水辺景観などの保全活用

豊富な湧水が流れる神田川や湧玉池を始めとする水辺と一体となった散策路や公園、広場、まちなかに残る樹林地などの自然環境の保全・活用などにより、潤いを感じられる景観形成を図ります。



3-(4)-5：良好な住宅地景観の形成

住宅地においては、富士山眺望や自然に配慮した屋根や壁面の形態、色彩の設計、生垣化やまち並み誘導を促進するとともに、河川・水路などにおける水辺景観の整備や公園・緑地、富士山の眺望点などの潤い空間の確保を進め、良好な住宅地景観の形成を図ります。



3-(4)-2：門前町としての市街地の歴史景観の保護・創出

シンボルとしての富士山本宮浅間大社を中心とした歴史的なまち並み景観の形成を進めるため、富士山本宮浅間大社などの歴史的な資産や歴史的建築物の保護、門前町にふさわしいまち並みの修景、水辺や空地を活用した居心地の良い空間の形成などを図ります。



3-(4)-4：玄関口にふさわしい都市景観の創出

富士宮駅周辺は、都市拠点機能の向上、にぎわいの創出を図り、魅力創出や交流機能の強化に併せ、富士山本宮浅間大社の門前通りを構成する地区として落ち着きのあるまち並みづくり、歴史あるまちなか商業地としての風格やにぎわいを感じられる景観の創出を図ります。



3-(4)-6：美しい街路景観の形成

幹線道路沿道については、自然に配慮し、防護柵などの形態や色彩、位置などの工夫、建築物や看板などの景観誘導、眺望の保全、緑化の推進や公共サインの見直しなどを通じて、美しい街路景観の形成を図ります。



3-(4)-7：住宅地や自然と調和した工業地景観の創出

工業地については、地形をいかした造成や敷地内緑化の促進などを通じて、周辺の住宅地や自然と調和した工業地景観を創出します。



3-(4)-8：特徴ある農村風景の維持・創出

富士山を背景とした特徴ある農村景観を維持・創出するため、里山や社寺林・屋敷林の保全、水辺景観の整備や歴史的資産周辺の環境整備を進めます。また、水田・棚田・茶園などの農村景観の特性を踏まえた集落の景観誘導や幹線道路沿道の景観誘導を促進します。さらに、富士山への良好な眺望場所は、眺望点として保全・整備を進めます。



3-(4)-9：牧歌的風景の維持

朝霧高原の牧歌的な風景の維持を図るとともに、それらと調和した集落や畜舎、レクリエーション施設の景観誘導、歴史的な場の景観整備を進めます。

また、田貫湖周辺や白糸の滝周辺については、水辺景観の形成、周辺の自然景観と調和した施設整備の誘導などを進め、観光・交流の拠点にふさわしい景観形成を図ります。



景観形成基本方針図



3-(4)-10：富士山麓・天子山系の自然景観の維持

富士山麓や天子山系の雄大な風景は、周辺自治体や活動団体と連携を図りながら保全を進めます。また、ぐるり富士山風景街道の魅力を高めるための沿道の樹林の適切な維持管理や自然景観と調和した集落景観の誘導を図ります。



3-(4)-11：景観形成の誘導・啓発

富士山は市内の各地から望むことができることから、景観形成基準への適合・誘導を図ることで、良好な景観形成を推進します。また、良好な眺望景観が得られる場所を眺望点として設定するとともに、景観重点地区に指定しています。

屋外広告物の表示、掲出に関しては、屋外広告物条例に基づいて規制・誘導を図り、看板の集合化などの取組や景観とユニバーサルデザインに配慮した道路案内標識、観光看板、観光案内図などの整備を推進します。

地域住民などが主体的に景観形成を推進する地区や重点的に景観形成を推進する必要がある地区については、美しいまちづくり協議会の認定や景観計画重点地区の指定を行います。地域特性をいかした景観形成に取り組むため、市民などとの協働や連携を図り、良好な景観形成に寄与する建築物や活動への顕彰や支援を行います。

良好な景観形成に寄与するような建造物及び樹木については、景観法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木として指定し、維持・保全を図ります。

景観形成の骨格を形成する公共施設や景観上重要と考えられる地域における公共施設については、景観法に基づく景観重要公共施設に指定します。



(5) 市民との共創による都市経営体制の構築における都市づくり方針

3-(5)-1：市民の都市づくりへの関心の向上

市民との協働・共創により、本計画の実現性を高めるためには、本計画の内容や都市づくりに関する市の取組に関心を持ってもらうことが必要です。

また、これから継続的に都市づくりに関わりを持つ市民を増やしていくためには若い世代の関心を惹くことが重要であり、市内の学校と連携した取組を実施していきます。



3-(5)-2：地域経営を促すコミュニティ形成

都市づくり・地域づくりの活動に関する団体に対する取組推進や活動支援、市民協働事業の増加、安心して長く暮らし続けられる市街地や集落の住環境の形成に向けた地域の担い手の創出を図ります。

身近な生活環境や住環境の維持・向上、高齢者の増加に伴う空き家や低・未利用地の維持、日常的な移動をサポートするため、市民の都市づくり・地域づくり活動に取り組む団体の活動を支援するとともに、地域の自主的な課題解決を図る担い手の発掘、支援、地域間での連携促進などを行いながら、官民の適切な役割分担と連携により、都市・地域経営体制の構築を目指します。



3-(5)-3：災害時の自助・共助の可能性の向上

南海トラフ巨大地震や富士山の噴火などの自然災害などに備えるために、道路や河川の整備、防災拠点や避難場所の整備などのハード面での取組とあわせ、防災訓練の実施や災害弱者（高齢者、子ども、要援護者など）へのサポートなどのソフト面の充実を図り、自助・共助が可能な地域コミュニティの形成を目指します。



III 地域別方針

地域別方針の役割と活用方法

分野別方針が全市的な観点から都市づくりの方針を分野ごとに示しているのに対し、地域別方針では、住民の日常生活のコミュニティの範囲や土地利用の状況に応じた地域ごとに、地域づくりの方針を明確に示します。

本計画では、各地域における特性や課題を整理するとともに、分野別方針で位置付けた都市づくりの方針や地域住民のまちづくりへの想いを踏まえて、地域づくりの方針を示します。

地域別方針の役割

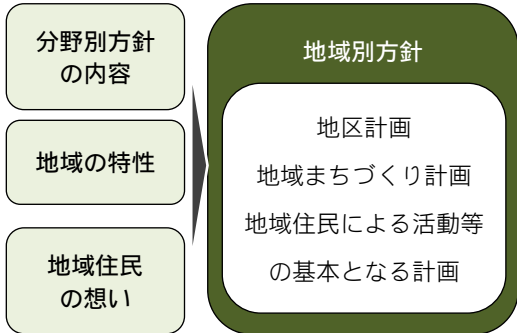
地域別方針は、地域ごとの具体的な特性を念頭に置きながら分野別方針で位置付けた都市づくり方針を整理し、地域ごとの取組を分かりやすく示します。

アンケート調査や地域まちづくり協議会で把握した住民が感じる地域の魅力や課題を記録するとともに、地域住民の想いの実現のために目指すべき地域づくりの取組方針を示します。

地域別方針の活用方法

地域別方針では各地域の目指す姿を示しますが、実現には行政のみでなく、住民との連携による取組につなげていくことが求められます。

地域の目指す姿の実現化手法として、地区計画などの都市計画制度の活用や地域まちづくり計画の策定、住民主体での地域活動などが想定されますが、地域別方針はこれらの取組の実施に当たっての基本的な方針となり、念頭に置くべき事項を整理するものです。



地域区分図



1 大宮東地域

【地域づくりの目指す姿】

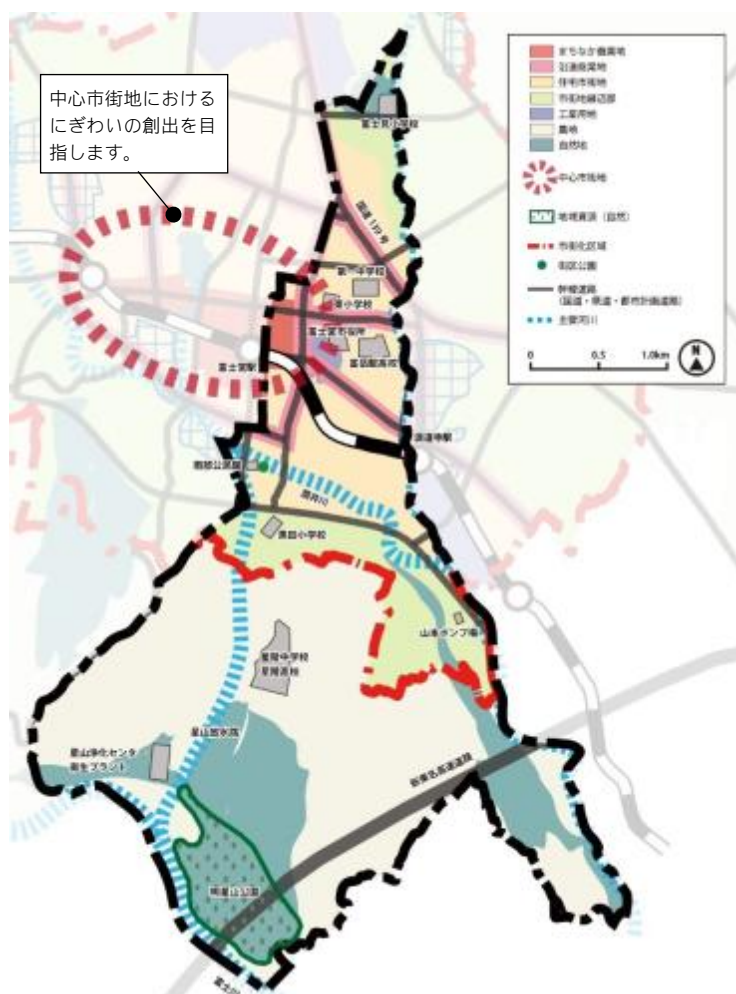
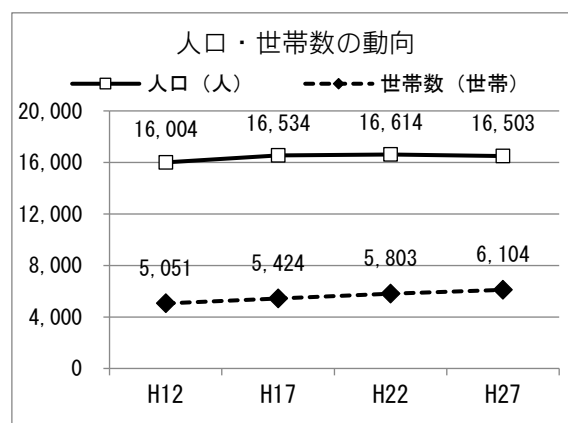
緑豊かな丘陵などの恵まれた環境の下、主要公共施設や生活利便施設が整い、幅広い世代が安全で快適な生活や活発な交流・活動が生まれる地域づくり



明星山公園からの富士山の眺め

【地域づくりの取組方針の項目】

土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○商業地の活性化 ○利便性が高く、暮らしやすい住環境の形成 ○周辺の住環境と調和した工業・産業用地の形成 ○農地や自然地の保全
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○交通環境の改善 ○市民の交流・活用・憩いの場の創出 ○防災対策の推進
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境や地域資源の保全・活用 ○営農環境の保全
コミュニティ	○これからの地域コミュニティの形成



■区域特性ごとの目指す姿

まちなか商業地	富士宮駅とのつながりを高め、都市機能が集積する一体的な中心地の形成を目指します。
沿道商業地	まちなか商業地や広域的なアクセスをいかした商業施設、生活利便施設の集積を目指します。
住宅市街地	中心市街地や広域主要幹線道路との近接による生活利便性をいかし、計画的に良好な住環境形成を目指します。
市街地縁辺部	中心市街地や広域主要幹線道路との近接による生活利便性をいかしつつ、周辺の自然環境などにも配慮した住環境形成を目指します。
工業用地	周辺の住環境と調和した産業機能の誘導に努め、働く場所の充実などを目指します。
農地	営農環境や地域環境の維持の観点から、優良農地の保全に努めます。
自然地	南部丘陵地の自然や歴史、景観の保全・活用、山林の適切な管理などによる良好な丘陵地の環境形成を目指します。

2 大宮中地域

【地域づくりの目指す姿】

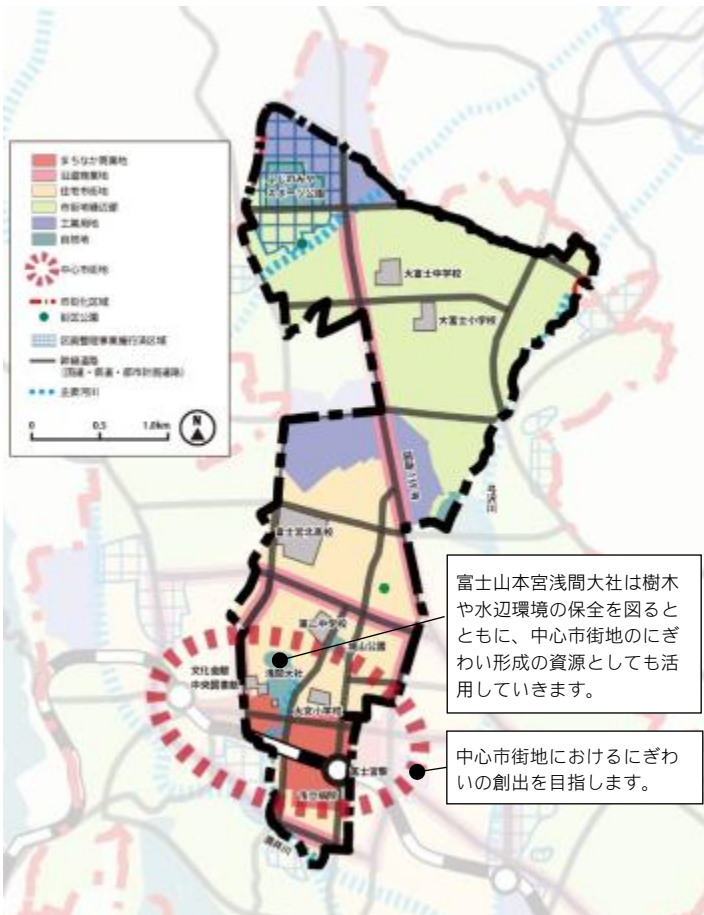
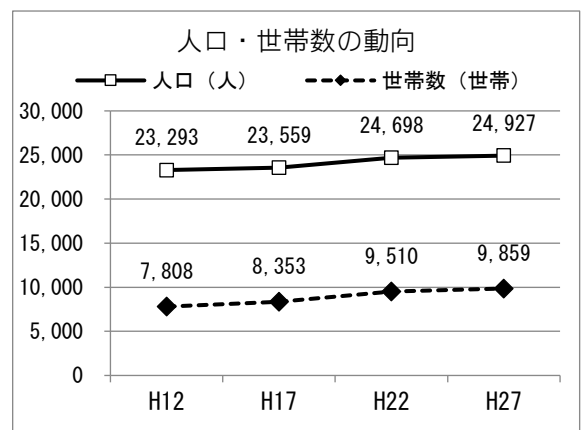
神田川の湧水や富士山本宮浅間大社内の緑地などを始めとする豊かな水と緑の保全・活用により、富士山の玄関口にふさわしい様々な交流やにぎわいが生まれ、利便性の高い都市機能や居住環境が集積する地域づくり



富士山本宮浅間大社

【地域づくりの取組方針の項目】

土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○商業地の活性化 ○利便性が高く、暮らしやすい住環境の形成 ○周辺の住環境と調和した工業・産業用地の形成
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○交通環境の改善 ○市民の交流・活用・憩いの場の創出 ○防災対策の推進
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境や地域資源の保全・活用 ○富士山の玄関口の風格にふさわしい景観の形成
コミュニティ	○これからの地域コミュニティの形成



■区域特性ごとの目指す姿

まちなか商業地	富士宮駅を中心に、都市機能と交流機能が充実した中心地にふさわしい商業地、居住地の形成を目指します。
沿道商業地	まちなか商業地や広域的なアクセスをいかした商業施設、生活利便施設の集積を目指します。
住宅市街地	中心市街地の近接による生活利便性をいかしつつ、住宅地の都市基盤の改善などによる住み良さの向上を目指します。
市街地縁辺部	広域主要幹線道路との近接、良好な都市基盤をいかし、周辺の自然環境などにも配慮した住環境形成を目指します。
工業用地	周辺の住環境と調和した産業機能の誘導に努め、働く場所の充実などを目指します。
自然地	地域にある自然、歴史及び観光資源などに配慮し、富士山本宮浅間大社内の樹木、湧玉池及び神田川など、水と緑をいかした潤いある市街地環境の形成を目指します。

3 大宮西地域

【地域づくりの目指す姿】

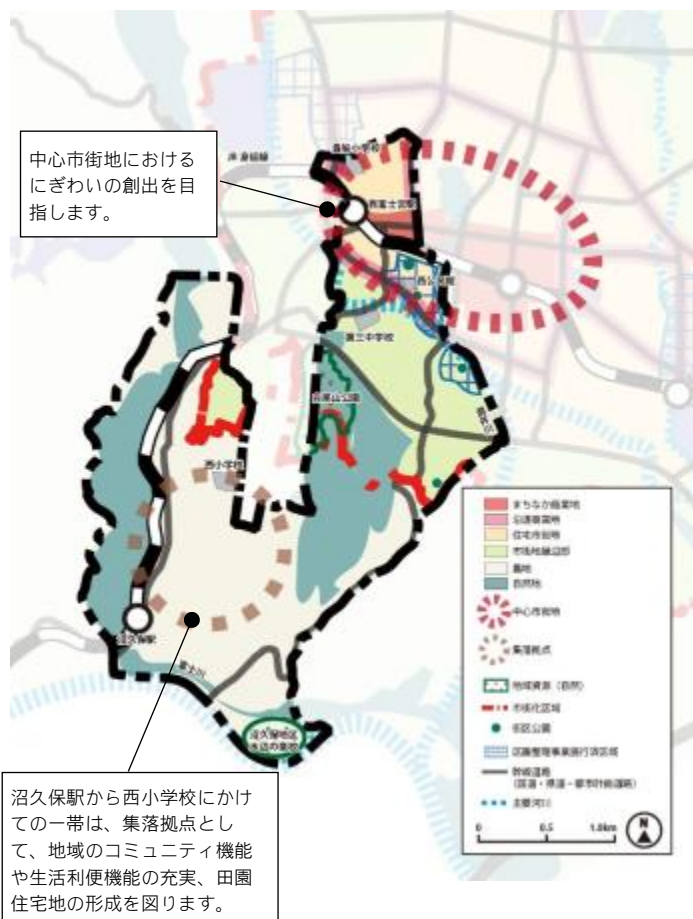
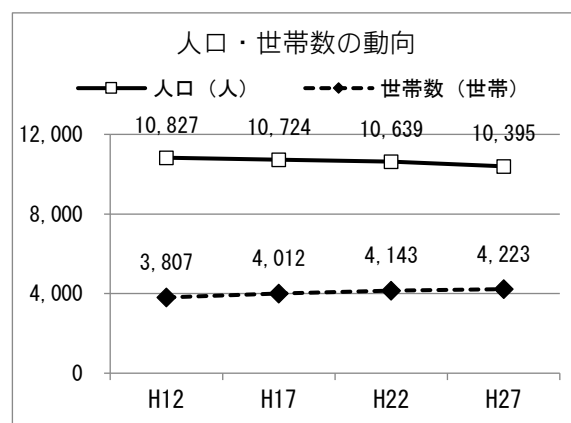
豊かな水と緑の保全と活用を促し、まちなかとの一体性のある活性化と、潤いと緑の背景をいかした住み良い住環境形成による地域づくり



白尾山公園からの富士山の眺め

【地域づくりの取組方針の項目】

土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○商業地の活性化 ○利便性が高く、暮らしやすい住環境の形成 ○地域に根差した暮らしを生み出す集落環境の形成 ○農地や自然地の保全
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○交通環境の改善 ○市民の交流・活用・憩いの場の創出 ○防災対策の推進
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境や地域資源の保全・活用 ○営農環境の保全
コミュニティ	○これからの地域コミュニティの形成



■区域特性ごとの目指す姿

まちなか商業地	西富士宮駅を拠点とし、既存商店街を中心ににぎわいある商業地、居住地の形成を目指します。
沿道商業地	既存の商業を持続させつつ、利便性やアクセスをいかした生活利便施設の集積を目指します。
住宅市街地	中心市街地の近接による生活利便性をいかし、住宅地の都市基盤の改善などによる住み良さの向上を目指します。
市街地縁辺部	まちなかから農地や自然地への市街地環境の変化、周辺環境との調和などにも配慮した住環境形成を目指します。
集落	沼久保駅から西小学校一帯を地域住民の集落拠点と捉え、利便性と自立性を高める地域のコミュニティ機能や生活利便機能の充実、田園住宅地の形成を図ります。
農地	営農環境や地域環境の維持の観点から、優良農地の保全に努めます。
自然地	南部丘陵地の自然や歴史、景観の保全・活用、山林の適切な管理などによる良好な丘陵地の環境形成を目指します。

4 富丘地域

【地域づくりの目指す姿】

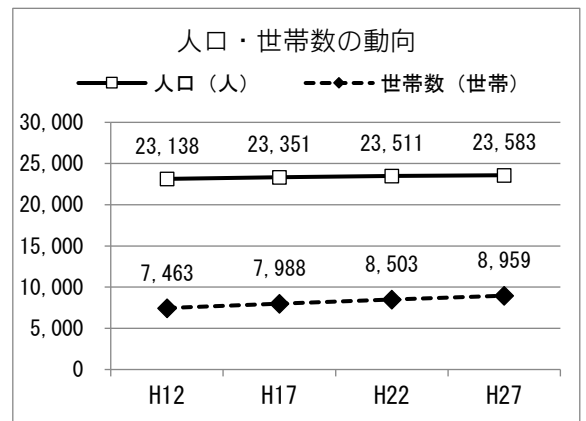
豊かな水と緑や農村風景を大切に、周辺環境と調和した地域産業と安全で健やかな住環境が生まれる地域づくり



ファーマーズマーケットう宮〜からの富士山の眺め

【地域づくりの取組方針の項目】

土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○利便性が高い商業地の形成 ○暮らしやすい住環境の形成 ○地域に根差した暮らしを生み出す集落環境の形成 ○農地や自然地の保全 ○周辺の住環境と調和した工業・産業用地の形成
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○交通環境の改善 ○市民の交流・活用・憩いの場の創出 ○防災対策の推進
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境や地域資源の保全・活用 ○営農環境の保全
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ○これからの地域コミュニティの形成



富丘公民館や富丘小学校の一角は、集落拠点として、地域のコミュニティ機能や生活利便機能の充実、田園住宅地の形成を図ります。



■区域特性ごとの目指す姿

沿道商業地	まちなか商業地や隣接地域をつなぐ利便性、アクセスをいかした生活利便施設の集積を目指します。
住宅市街地	幹線道路との近接性をいかしつつ、住宅地の都市基盤の改善などによる住み良さの向上を目指します。
市街地縁辺部	周辺の農地や自然地との調和などにも配慮した住環境形成を目指します。
集落	地域住民の集落拠点と捉える富丘公民館周辺は、市街地と連携して地域のコミュニティ機能や生活利便機能の充実を図ります。
工業用地	周辺の住環境と調和した産業機能の誘導に努め、働く場所の充実などを目指します。
農地	営農環境や自然環境の維持の観点から、優良農地の保全に努めるとともに、西ノ山丘陵地や身近な緑と一体となった農村風景づくりを目指します。
自然地	西ノ山丘陵地の自然の保全・活用、山林の適切な管理などによる良好な丘陵地の環境形成を目指します。

5 富士根南地域

【地域づくりの目指す姿】

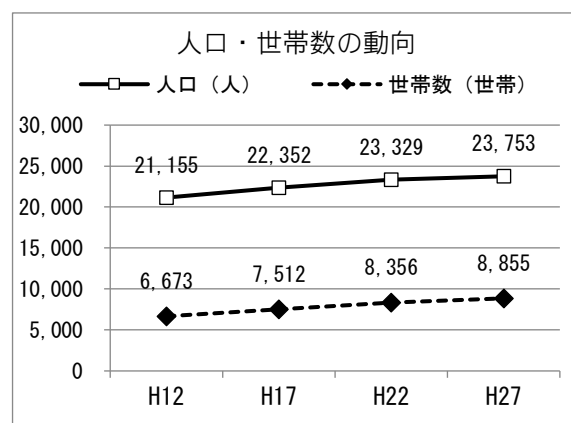
緑に恵まれた自然環境や農村風景を大切に、多様な産業が活発に営まれ、安全で快適な生活環境の確保による幅広い世代の活動や住み良さが生まれる地域づくり



地域内の茶園と富士山の眺め

【地域づくりの取組方針の項目】

土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○利便性が高い商業地の形成 ○暮らしやすい住環境の形成 ○農地や自然地の保全 ○周辺の住環境と調和した工業・産業用地の形成
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○交通環境の改善 ○市民の交流・活用・憩いの場の創出 ○防災対策の推進
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境や地域資源の保全・活用 ○営農環境の保全
コミュニティ	○これからの地域コミュニティの形成



■区域特性ごとの目指す姿

沿道 商業地	まちなか商業地や隣接地域をつなぐ利便性、アクセスをいかした生活利便施設の集積を目指します。
住宅 市街地	幹線道路との近接性をいかしつつ、住宅地の都市基盤の改善などによる住み良さの向上を目指します。
市街地 縁辺部	幹線道路との近接性をいかしつつ、住宅地の都市基盤の改善などによる住み良さの向上に努めるとともに、周辺の農地などとの調和にも配慮した住環境形成を目指します。
工業用地	周辺の住環境と調和した産業機能の誘導に努め、働く場所の充実を目指します。
農地	営農環境や地域環境の維持の観点から、優良農地の保全に努めるとともに、茶園を中心とした富士山と調和した緑豊かな農村風景づくりを目指します。

6 富士根北地域

【地域づくりの目指す姿】

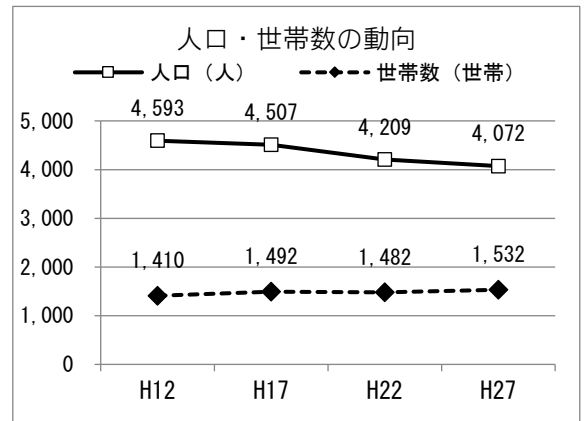
富士山南麓の恵まれた自然環境や地域の歴史を大切に、新たな産業機能や農業をいかした交流機能の導入・活用と、住民同士が密接に関わる住み良い地域づくり



村山浅間神社

【地域づくりの取組方針の項目】

土地利用	○地域に根差した暮らしを生み出す集落環境の形成 ○農地や自然地の保全 ○周辺の住環境と調和した工業・産業用地の形成
都市基盤	○交通環境の改善 ○市民の交流・活用・憩いの場の創出 ○防災対策の推進
都市環境	○自然環境や地域資源の保全・活用 ○営農環境の保全
コミュニティ	○これからの地域コミュニティの形成



■区域特性ごとの目指す姿

市街地 縁辺部	周辺の農地や自然地との調和などにも配慮した住環境形成を目指します。
集落	富士根北小学校周辺は、地域住民の集落拠点と捉え、隣接地域と連携して地域のコミュニティ機能や生活利便機能の充実を図ります。
工業用地	広域幹線道路や立地特性をいかし、富士山の景観や自然との調和に配慮した産業振興を図り、働く場所の充実などを目指します。
農地	営農環境や地域環境の維持の観点から、富士山の景観や豊かな緑と調和した茶畑などの保全に努めます。
自然地	富士山南麓の豊かな森林、身近な樹林などを地域が一体となって守り、富士山に抱かれた美しい環境形成を目指します。

7 上野地域

【地域づくりの目指す姿】

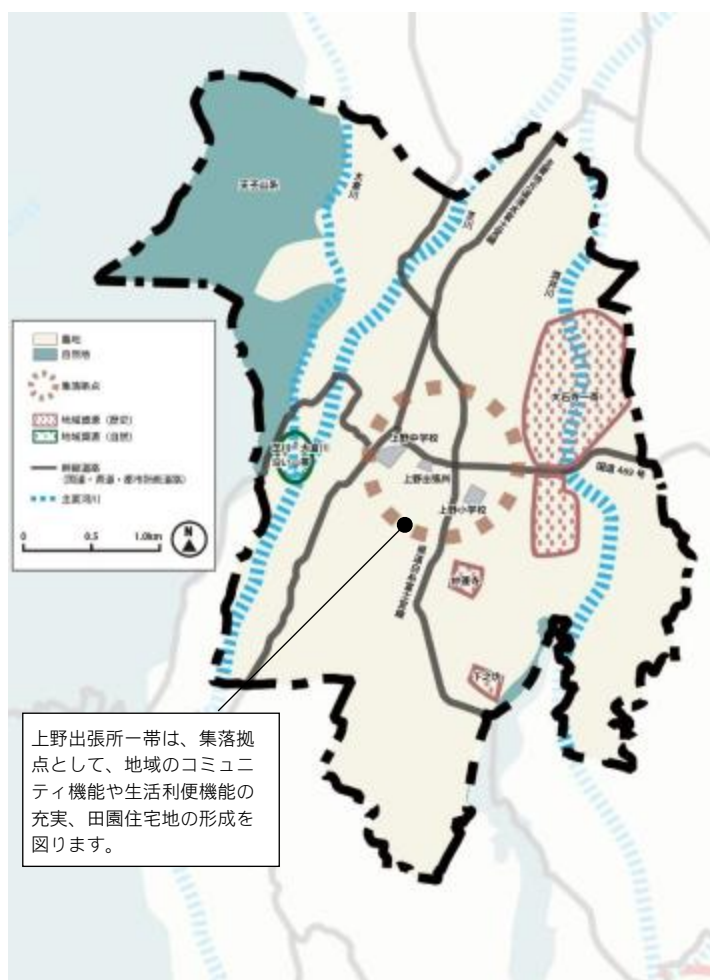
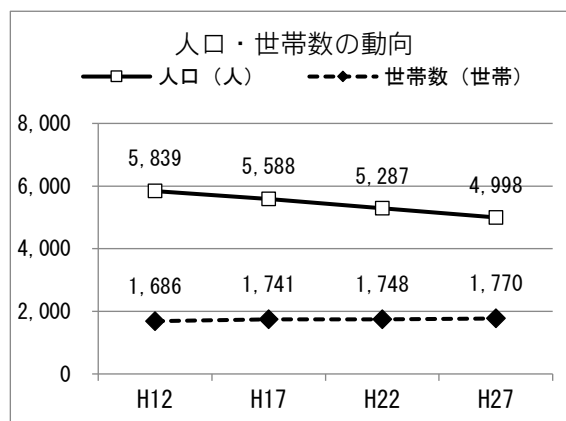
豊かな田園風景や水辺環境を大切に、住民同士のつながりをいかした地域の文化・資源・魅力を継承できる地域づくり



大石寺の桜

【地域づくりの取組方針の項目】

土地利用	○地域に根差した暮らしを生み出す集落環境の形成 ○農地や自然地の保全
都市基盤	○交通環境の改善 ○市民の交流・活用・憩いの場の創出 ○防災対策の推進
都市環境	○自然環境や地域資源の保全・活用 ○営農環境の保全
コミュニティ	○これからの地域コミュニティの形成



■区域特性ごとの目指す姿

集落	上野出張所周辺は、地域住民の集落拠点と捉え、地域のコミュニティ機能や生活利便機能の充実を図ります。 隣接地域の集落拠点との連携力や協力体制などを強化し、地域課題の克服や住み続けられる地域づくりに取り組んでいきます。
農地	営農環境や地域環境の維持の観点から、優良農地の保全に努めるとともに、農業と観光との連携や地場産業の活性化を図ることにより、水や緑と一体となった稲作中心の田園風景づくりを目指します。
自然地	芝川や潤井川などの水辺環境や、天子山系の緑の適切な保全・活用、山林の適切な管理などにより、自然と住民が共存しながら地域資源を継承できる環境形成を目指します。

8 北山地域

【地域づくりの目指す姿】

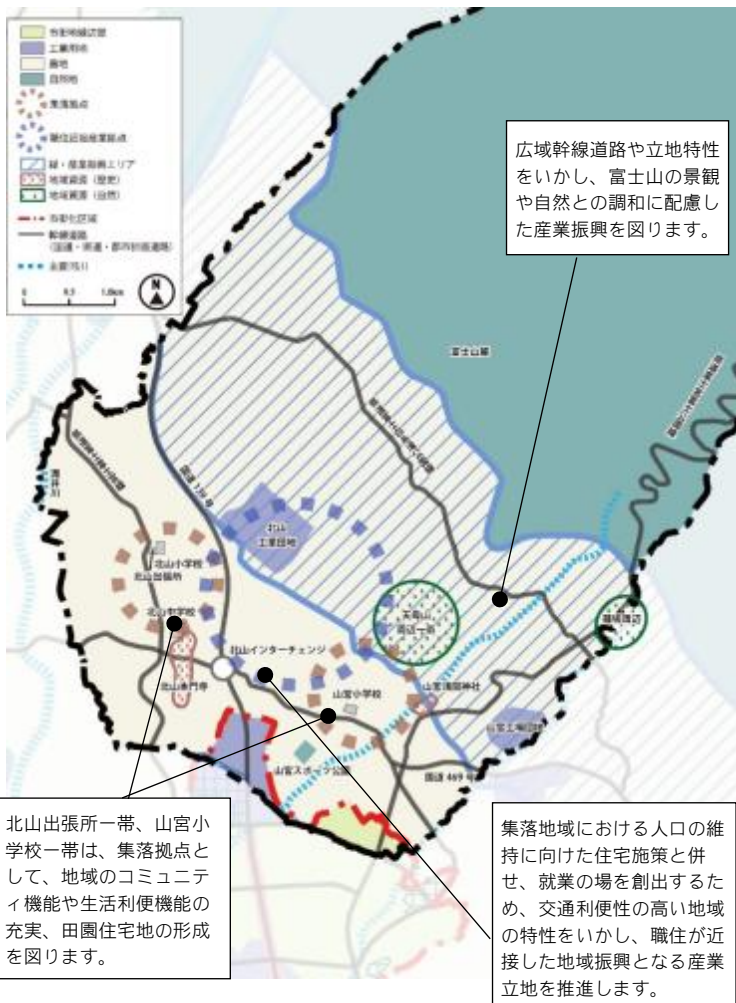
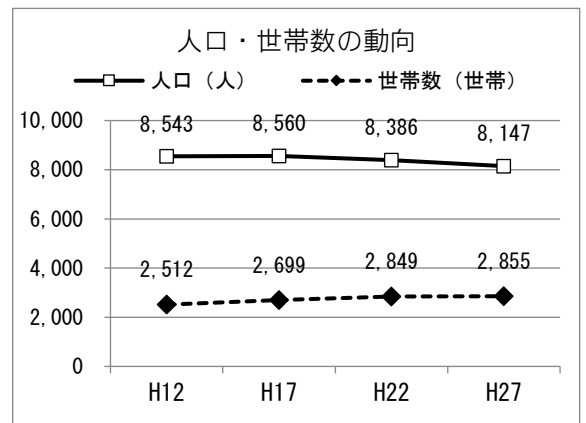
富士山南西麓の恵まれた自然環境を大切に、地域基盤をいかした拠点形成による次世代の定住や活動を生み出し、特色ある自然や歴史が継承できる地域づくり



北山本門寺

【地域づくりの取組方針の項目】

土地利用	○地域に根差した暮らしを生み出す集落環境の形成 ○農地や自然地の保全 ○周辺の住環境と調和した工業・産業用地の形成
都市基盤	○交通環境の改善 ○市民の交流・活用・憩いの場の創出 ○防災対策の推進
都市環境	○自然環境や地域資源の保全・活用 ○営農環境の保全
コミュニティ	○これからの地域コミュニティの形成



■区域特性ごとの目指す姿

市街地	周辺の農地や自然地と調和した住環境形成を目指します。
縁辺部	北山出張所周辺と山宮小学校周辺は、地域住民の集落拠点と捉え、市街地と連携して地域のコミュニティ機能や生活利便機能の充実を図ります。
集落	隣接地域の集落拠点との連携力や協力体制などを強化し、地域課題の克服や住み続けられる地域づくりに取り組んでいきます。 北山インターチェンジ周辺では、富士山の景観や自然と調和し、職住が近接した地域振興となる産業立地を図ります。
工業用地	広域幹線道路や立地特性をいかし、富士山の景観や自然と調和した産業振興を図り、働く場所の充実などを目指します。
農地	地域環境の維持の観点から、富士山の景観や豊かな緑と調和した営農環境を目指します。
自然地	富士山南西麓の豊かな森林、身近な樹林、農地などを地域が一体となって守り、富士山に抱かれた美しい環境形成を目指します。

9 上井出地域

【地域づくりの目指す姿】

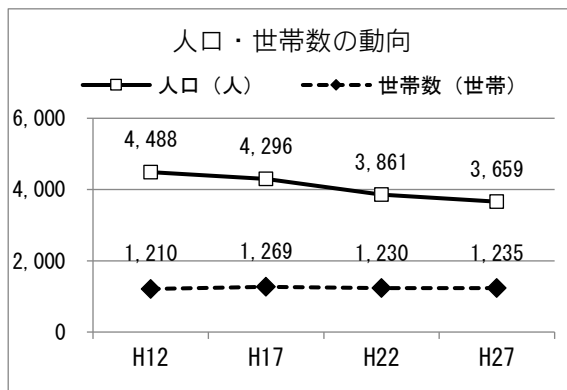
富士山西麓の大自然を大切に、地域産業と観光の活性化を図り、地域に根差す人々が住み良く、自然環境や地域文化を後世に伝える地域づくり



朝霧高原茅場の火入れ

【地域づくりの取組方針の項目】

土地利用	○地域に根差した暮らしを生み出す集落環境の形成 ○農地や自然地の保全
都市基盤	○交通環境の改善 ○市民の交流・活用・憩いの場の創出 ○防災対策の推進
都市環境	○自然環境や地域資源の保全・活用 ○営農環境の保全
コミュニティ	○これからの地域コミュニティの形成



上井出張所周辺及び井之頭小学校から井之頭中学校一帯は、集落拠点として、地域のコミュニティ機能や生活利便機能の充実、田園住宅地の形成を図ります。



集落地域における人口の維持に向けた住宅施策と併せ、就業の場を創出するため、交通利便性の高い地域の特性をいかし、職住が近接した地域振興となる産業立地を推進します。

広域幹線道路や立地特性をいかし、富士山の景観や自然との調和に配慮した産業振興を図ります。

■ 区域特性ごとの目指す姿

集落	上井出張所周辺及び井之頭小学校から井之頭中学校一帯は、地域住民の集落拠点と捉え、市街地と連携して地域のコミュニティ機能や生活利便機能の充実を図ります。 隣接地域の集落拠点との連携力や協体制度を強化し、地域課題の克服や住み続けられる地域づくりに取り組んでいきます。 上井出インターチェンジャー周辺では、富士山の景観や自然と調和し、職住が近接した地域振興となる産業立地を図ります。
農地	営農環境や地域環境の維持の観点から、優良農地の保全に努め、鱒などの水産養殖業、畜産や野菜を中心とする農業の振興を図り、豊かな農村風景や本市の象徴である富士山と裾野に広がる牧歌的な風景を守り、育てます。
自然地	富士山西麓及び天子山系の森林地域などの適切な保全や管理を図るとともに、田貫湖や音止の滝などの自然資源や歴史資源をいかし、自然と住民が共存しながら地域の魅力を高められる環境形成を目指します。

10 白糸地域

【地域づくりの目指す姿】

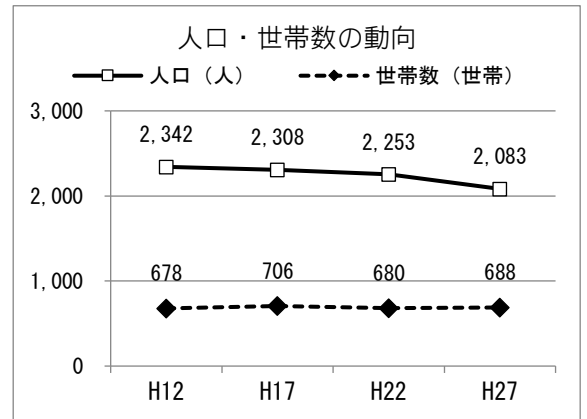
天子山系を背景に、地域資源をいかした魅力ある観光・レクリエーション拠点を形成し、豊かな自然と共生した暮らしを育む地域づくり



白糸ノ滝

【地域づくりの取組方針の項目】

土地利用	○地域に根差した暮らしを生み出す集落環境の形成 ○農地や自然地の保全
都市基盤	○交通環境の改善 ○市民の交流・活用・憩いの場の創出 ○防災対策の推進
都市環境	○自然環境や地域資源の保全・活用 ○営農環境の保全
コミュニティ	○これからの地域コミュニティの形成



■ 区域特性ごとの目指す姿

集落	白糸出張所周辺は、地域住民の集落拠点と捉え、地域のコミュニティ機能や生活利便機能の充実を図ります。 隣接地域の集落拠点との連携力や協力体制などを強化し、地域課題の克服や住み続けられる地域づくりに取り組んでいきます。
農地	営農環境や地域環境の維持の観点から、優良農地の保全に努め、水田を中心とする農業の振興を図ることによる天子山系に抱かれた農村風景づくりを目指します。
自然地	天子山系の森林地域、芝川や大倉川ダムなどの水辺環境などの適切な保全や管理を図るとともに、白糸の滝や田貫湖などの歴史資源や自然資源をいかし、自然と住民が共存しながら地域の魅力を高められる環境形成を目指します。

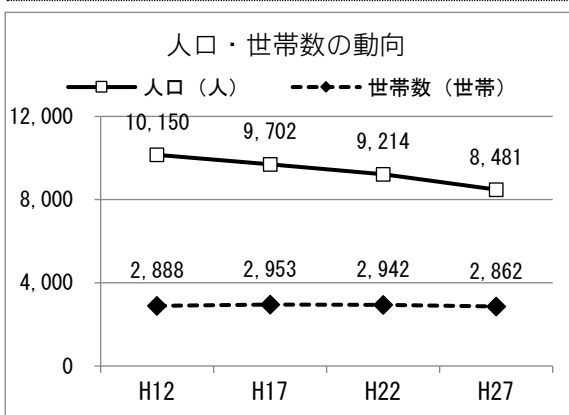
11 芝川地域

【地域づくりの目指す姿】

天子山系の豊かな自然環境や田園風景と共存した安全で暮らしやすい生活環境を確保し、受け継がれてきた歴史・文化・地域産業をいかしながら多様な交流・活力を創出する地域づくり



柚野地区からの富士山の眺め



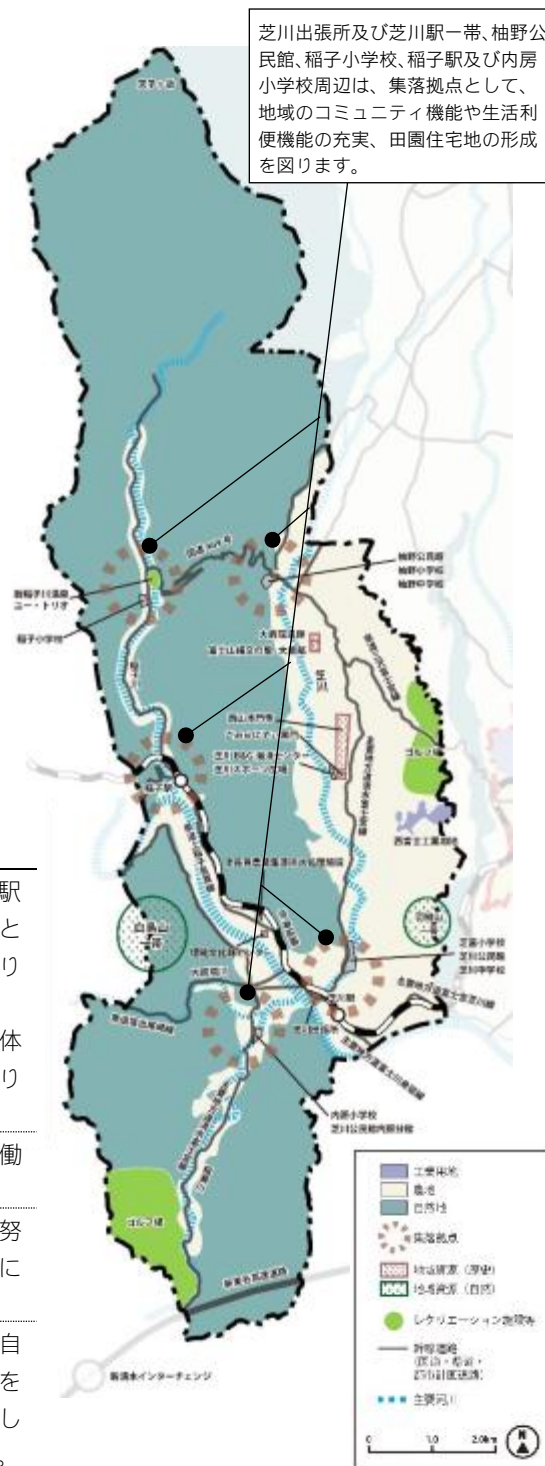
芝川出張所及び芝川駅一帯、柚野公民館、稲子小学校、稲子駅及び内房小学校周辺は、集落拠点として、地域のコミュニティ機能や生活利便機能の充実、田園住宅地の形成を図ります。

【地域づくりの取組方針の項目】

土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に根差した暮らしを生み出す集落環境の形成 ○農地や自然地の保全 ○周辺の住環境と調和した工業・産業用地の形成
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○交通環境の改善 ○市民の交流・活用・憩いの場の創出 ○防災対策の推進
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境や地域資源の保全・活用 ○営農環境の保全
コミュニティ	○これからの地域コミュニティの形成

■ 区域特性ごとの目指す姿

集落	<p>芝川出張所及び芝川駅一帯、柚野公民館、稲子小学校、稲子駅及び内房小学校周辺は、地域住民の集落拠点と捉え、市街地と連携して地域のコミュニティ機能や生活利便機能の充実を図ります。</p> <p>地域内の集落同士、隣接地域の集落拠点との連携力や協力体制などを強化し、地域課題の克服や住み続けられる地域づくりに取り組んでいきます。</p>
工業用地	周辺の自然環境や景観と調和した産業機能の誘導に努め、働く場所の充実などを目指します。
農地	営農環境や地域環境の維持の観点から、優良農地の保全に努め、水田を中心とする農業の振興を図ることによる天子山系に抱かれた農村風景づくりを目指します。
自然地	天子山系の森林地域、各河川や天子の七滝、釜口峡などの自然環境の適切な保全や管理を図るとともに、富士山への眺望を始めとする景観資源や歴史資源をいかし、自然と住民が共存して地域の魅力を高めながら活用できる環境形成を目指します。



複数地域で連携して取り組む事項の整理

計画の実現に当たっては、これまでの本市の都市づくりと同様に、全市的な取組と地域別の取組を並行して進めることを基本とします。しかし、今後各地域の人口減少が進む中で、取組内容によっては、必要に応じて地域間での機能補完や連携による課題解決が期待できる地域同士が協力し合って推進し、効果的な都市づくり・地域づくりを行っていく必要があることから、複数地域で意見交換を行い、連携して取り組む事項の整理を行いました。

グループ	グループ区分の考え方の概要	地域別方針の改定に係る地域まちづくり協議会で出たグループごとの共通の取組や連携に関する意見
大宮東、大宮中・大富士グループ	<ul style="list-style-type: none"> 主に富士宮駅周辺を中心市街地やバイパス沿道を対象に、魅力ある多様な人々が集まる中心市街地の形成等について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> まちなかの通過交通の削減、渋滞の緩和 まちなかの市民の憩いの場、活動・交流の場の創出 富士山の玄関口のまちとしての市民意識の醸成、資源の有効活用、景観づくり、商店街の活性化 住民や来訪者に向けた適切な情報提供・P R
大宮西、富丘、芝川（芝富・内房・稲子地区）グループ	<ul style="list-style-type: none"> 西富士宮駅での拠点形成、市街地西側の郊外住宅地・集落の生活環境形成及び連携方法等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 集落拠点における生活利便性（買い物、医療・福祉、居場所、行政サービス等）の確保 みどりや河川、景観等をいかした地域の活性化、来訪しやすい都市基盤・都市環境の整備 国道 469 号の未改良区間の整備
富士根南、富士根北グループ	<ul style="list-style-type: none"> バイパス沿道を拠点とし、富士山麓エリアの集落地にかけての生活環境形成及び連携方法等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人口密度の差に応じた課題の対応の工夫（教育環境、住環境、農地活用等） 住民の憩いの場、活動・交流の場の創出
北山、上野、芝川（柚野地区）グループ	<ul style="list-style-type: none"> 市街地から中程度離れる地域において、集落維持や地域の魅力創出、市街地とのアクセス等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 集落拠点における生活利便性（買い物、医療・福祉、居場所、行政サービス等）の確保 富士山の自然環境や地域資源（歴史、酒蔵、小水力発電等）をいかした地域活性化
上井出、白糸グループ	<ul style="list-style-type: none"> 市街地から遠く離れる地域において、集落や生活環境の確保等の地域課題の解決等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 集落拠点における生活利便性（買い物、医療・福祉、居場所、行政サービス等）の確保 自然の豊かさや広大な土地をいかした地域の価値の創造、基盤の改善等による定住の促進 財産区の連携による森林等の適切な管理

全市的な取組が求められる事項

土地利用	市民生活	集落拠点における生活利便性（買い物、医療・福祉、居場所、行政サービス等）の確保
		雇用の場の創出の必要性
		空き地・空き家等の管理活用の方策、仕組みづくりの必要性
都市基盤	公共交通	宮バス・宮タクの取組の周知・P R
		市民に寄り添った公共交通システム実現に向けた現況把握、検討等
	交通環境	生活道路の安全性の向上（歩車分離、狭あい道路の解消） 交通結節点での駐車場の確保
災害対策	避難場所の確保、避難経路の安全性の確保	
都市環境	自然・農地	森林や農地の管理の仕組みの周知と運用、幅広い市民による活動の新たな仕組みづくり
	景観	市内各所からの富士山の眺望保全
コミュニティ		日常の見守りや災害時に助け合える地域コミュニティの形成 全市的なまつりの一体性のある連携と、地域ごとのまつりの存続の取組による地域文化の継承

富士宮市都市計画マスタープラン【概要版】（令和2年3月）

発行	富士宮市都市整備部都市計画課
〒418-8601	静岡県富士宮市弓沢町 150 番地
TEL :	0544-22-1166
FAX :	0544-22-1208
E-mail :	toshi@city.fujinomiya.lg.jp



富士宮市

